

【仮称】

大分市国際化・多文化共生推進計画

[第5次大分市国際化推進計画]

(案)

未来へつながるグローバル都市“OITA”

～Embrace Diversity, Unite for the Future～

～多様性を受け入れ、未来に向かって手を取り合っていこう～

2024(令和6)年 12 月時点

大分市企画部国際課

後日反映予定

目次

第1章 計画策定の趣旨.....	5
第2章 計画の位置付けと期間.....	7
第3章 国際化・多文化共生の現状.....	8
1. 日本の現状	8
2. 大分県の動向	13
3. 大分市を取り巻く状況	16
参考 大分市の姉妹都市・友好都市・交流促進都市	19
第4章 計画の基本的な考え方と体系	21
第5章 施策の方向性と施策	25
推進テーマ 国際化に対応するひとづくり・まちづくり.....	25
施策の方向性 1. 外国にルーツを持つ人も暮らしやすいまちづくり.....	25
施策 1-1. コミュニケーション支援.....	26
施策 1-2. 生活支援	27
施策の方向性 2. グローバル社会に対応した国際感覚豊かなひとづくり	28
施策 2-1. 国際化を担う人材の育成	29
施策 2-2. 地域における多文化共生の促進	30
推進テーマ 海外とつながり発展する「おおいた」.....	31
施策の方向性 3. 海外の活力を生かし地域産業を元気に	31
施策 3-1. インバウンド観光の推進.....	32
施策 3-2. 海外販路拡大への支援	32
施策 3-3. 外国人材の雇用促進	33
施策の方向性 4. 海外との連携により、ともに発展する大分市の実現.....	34
施策 4-1. 海外都市との交流による地域の活性化.....	35
施策 4-2. 海外都市との連携・国際協力の促進	35
第6章 推進体制	37
1. 様々な主体の参画・連携.....	37
2. 計画の進捗管理.....	37
関連資料	38
大分市国際化・多文化共生推進計画策定の経緯	38
第5次大分市国際化推進計画策定委員会設置要綱	39
大分市国際化推進計画策定委員会委員名簿	40
市民意見公募手続概要	42
国際関係団体の紹介	43
各種アンケート等調査結果の概要.....	44
在留資格一覧	58

用語の定義

- 一般財団法人自治体国際化協会および JET プログラム
地域経済の活性化や多文化共生、人材育成といったあらゆる課題において国際的な視野に立った戦略・事業運営を支援する一般財団法人。JET プログラムは主に海外の青年を招致し、地方自治体、教育委員会及び全国の小・中学校や高等学校で、国際交流の業務と外国語教育に携わることにより、地域レベルでの草の根の国際化を推進することを目的としている。
- 越境 EC
インターネットの通信販売サイトを通じて行う国際的な電子商取引のこと。
- 外国にルーツを持つ人
外国籍を有する人、両親またはそのどちらか一方が外国出身者である人、海外で生まれ育った日本国籍の人など、外国につながりを持つ多様な人のこと。
- グローバル化
人の往来、貿易、金融、サービスが地球規模に広がり、個人、企業、団体などさまざまな主体が海外に広く合理的な選択を求めて行動しようとすることから、地理的に広範な市場やネットワークが進展すること。また、個々の立場がその動きに影響を受けること。
- JICA(独立行政法人国際協力機構)
開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とし、日本の政府開発援助(ODA)を一元的に行う実施機関として、開発途上国への国際協力等を行っている組織。本市では JICA 九州が管轄。
- JETRO(独立行政法人日本貿易振興機構/ジェトロ)
イノベーション創出、農林水産物・食品の輸出や中堅・中小企業等の海外展開支援に機動的かつ効率的に取り組むとともに、調査や研究を通じ我が国企業活動や通商政策に貢献することを目的とした組織。本市ではジェトロ大分が管轄。
- 多文化共生
国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。
- MICE
企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字であり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

(五十音順)

「国際化・多文化共生」 推進計画の 6 Steps

(クリックしてリンクに飛びます)

Step1



第1章

計画策定の趣旨
(どうして計画を作るの?)

Step2



第2章

計画の位置付けと期間
(最上位計画「総合計画」とのつながりは?)

Step3



第3章

国際化・多文化共生の現状
(国・大分県・大分市の現状はどうなっているの?)

Step4



第4章

計画の基本的な考え方と体系
(どんな大分市を目指すの?)

Step5



第5章

施策の方向性と施策
(具体的な取組について見てみよう)

Step6



第6章

推進体制
(どうやって計画に取り組むの?)



(どうして計画を作るの?)

第1章 計画策定の趣旨

我が国においては、超高齢社会、人口減少社会の到来による生産年齢人口の減少をはじめとした様々な課題に直面しています。さらに、2020(令和2)年以降の新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面での交流が制限され、ビジネスや観光、教育など、あらゆる分野に大きな影響が及びました。

新型コロナウイルスが収束し、特定技能制度の拡大などを背景に、外国人観光客や外国人労働者など、日本に滞在、在留する外国人は大幅に増加しています。外国人の増加や多国籍化などによる文化や生活様式の多様化に対応するため、国は「地域における多文化共生推進プラン」や「外国人との共生社会に向けたロードマップ」を示し、多文化共生の推進に取り組んでいます。

本市では、2006(平成18)年から4次にわたり「大分市国際化推進計画」を策定し、本市の個性や魅力を生かした国際化を推進してきましたが、本市においても人口が減少傾向にあるなか市内在住外国人は急激に増加しており、今後もその傾向は続くことが見込まれます。本市の持続的な発展を見据え、外国人も地域の一員として参画し、経済を活性化させるには、あらゆる国籍の人々が地域の一員として安心して暮らすことができる多文化共生社会の実現に加え、多様性を市の活力として更に発展することが求められます。

多様化し急速に変化する現代の中で、先見性のあるビジョンを描きながら広範な分野で体系的・戦略的に国際化を進めるとともに市内在住の外国にルーツを持つ人もいきいきと暮らすことのできる多文化共生社会の実現を図り、市民と行政がそれぞれの役割に応じた連携を図る中で、本市の国際化・多文化共生を進めていくために本計画を策定します。

大分市国際化推進計画の沿革

■(2006(平成18)年度～2010(平成22)年度)

本市を取り巻くグローバル化の環境変化を踏まえ「国際化・大交流時代の活力ある都市をめざして ～大分市国際化推進計画～」を策定しました。

■(2011(平成23)年度～2015(平成27)年度)

「第2次大分市国際化推進計画」を策定し、「めざせ！東九州の国際都市“OITA”」を掲げ、国際化を推進するための人づくりやまちづくりを進めてきました。

■(2016(平成28)年度～2020(令和2)年度)

「第3次大分市国際化推進計画」を策定し、「めざそう！東九州の国際都市“OITA”～ひろげよう！国際交流 つなげよう！世界と～」のスローガンのもと、「国際交流・国際協力」「多文化共生」を2つの推進テーマとして、国際化の進展を活かした地域の活力の維持・向上や市民の豊かさの向上につなげていくとともに、国際化の進展に伴い生じる課題に市民とともに取り組んできました。

■(2021(令和3)年度～2024(令和6)年度)

「第4次大分市国際化推進計画」を策定し、「世界にチャレンジし続けるグローバル都市“OITA”」を基本理念に掲げ、「国際交流・国際協力」と「多文化共生」のテーマのもと、地域の発展や課題の解決に向け、国際交流・国際協力を推進し、グローバル人材の育成や共生社会の実現に取り組むとともに民間の活動を積極的に支援するなど、市民との連携により、本市の個性や魅力を生かした国際化を推進してきました。

(図をクリックしてリンクに飛びます)

2006(平成 18)年度

}

2010(平成 22)年度

■大分市国際化推進計画

国際化・大交流時代の活力ある都市をめざして

以下4つの施策目標を設け国際化を推進

- ・「ゆたかに はぐくむ」心豊かに 人を育む
- ・「ふかめて たかめる」交流を深めて 魅力を高める
- ・「たずさえて きずく」協働で築く 持続可能な世界の繁栄
- ・「いかして はっきする」国際化機能をいかして 都市個性を発揮する

国際化・大交流時代の
活力ある都市をめざして
～大分市国際化推進計画～

平成 18 年度～22 年度

大分市企画部 文化国際課

2011(平成 23)年度

}

2015(平成 27)年度

■第2次大分市国際化推進計画

めざせ!東九州の国際都市“OITA”

以下4つの施策目標を設け国際化を推進

- ・「ゆたかに はぐくむ」心豊かに 人を育む
- ・「ふかめて たかめる」交流を深めて 魅力を高める
- ・「たずさえて きずく」手を携えて 持続可能な世界を築く
- ・「いかして はっきする」国際化機能をいかして 都市個性を発揮する

めざせ!
東九州の国際都市
“OITA”

第2次大分市国際化推進計画
Second Oita City Internationalization Promotion Plan
平成23年度～27年度

大 分 市

2016(平成 28)年度

}

2020(令和 2)年度

■第3次大分市国際化推進計画

めざそう!東九州の国際都市“OITA”

以下4つの施策目標を設け国際化を推進

- ・国際感覚豊かなひとづくりの推進
- ・まちの活性化につながる国際交流の推進
- ・国際協力の推進
- ・多文化理解の促進
- ・外国籍を有する市民への支援と共生への体制整備



2021(令和 3)年度

}

2024(令和 6)年度

■第4次大分市国際化推進計画

世界にチャレンジし続けるグローバル都市“OITA”

以下4つの施策目標を設け国際化を推進

- ・グローバル人材の育成
- ・国内外から人々を惹きつける魅力あふれるまちづくり
- ・地域の産業の活性化につながる国際ビジネスの推進
- ・持続可能な世界の実現のための国際協力・国際貢献の推進
- ・人権尊重を基調とした多文化理解の促進
- ・あらゆる国籍の人々がともに活躍できる環境づくり



2025(令和 7)年度

}

2029(令和 11)年度

■大分市国際化・多文化共生推進計画

未来へつながるグローバル都市“OITA”

～Embrace Diversity, Unite for the Future～

次期計画表紙施策目標

次期計画表紙

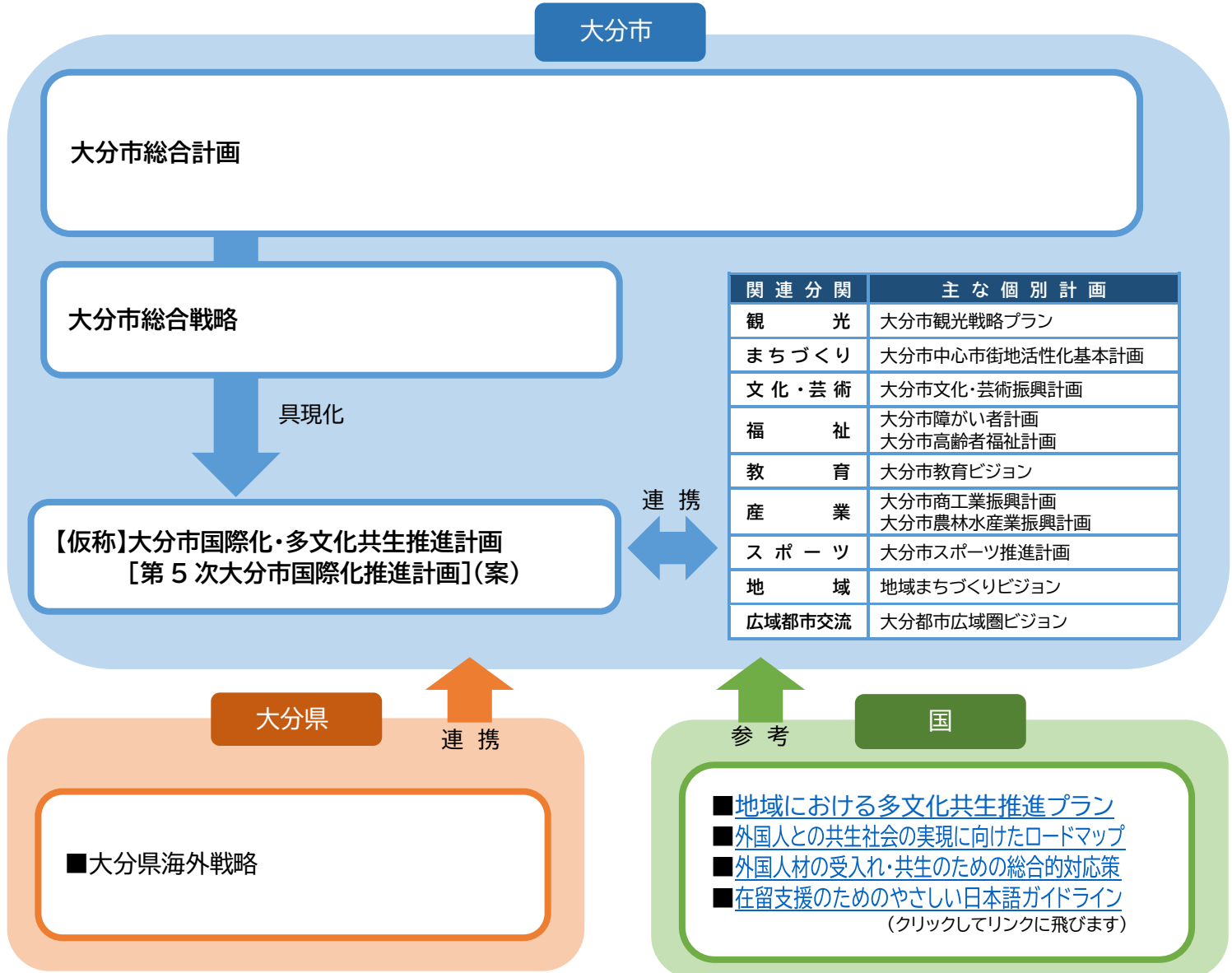


（「総合計画」とのつながりは？）

第2章 計画の位置付けと期間

計画の位置付け

本計画は、市政運営上の最上位計画である「大分市総合計画」に基づき、本市の国際化の推進を具現化するために策定するものです。



計画の期間

2025(令和7)年度を初年度とし、2029(令和11)年度を目標年度とする5年間の計画とします。なお、本市を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても必要な見直しを行います。

2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度	2027(令和9)年度	2028(令和10)年度	2029(令和11)年度
前計画 2021(令和3)年度 ～2024(令和6)年度	本計画: 2025(令和7)年度～2029(令和11)年度				次期計画策定



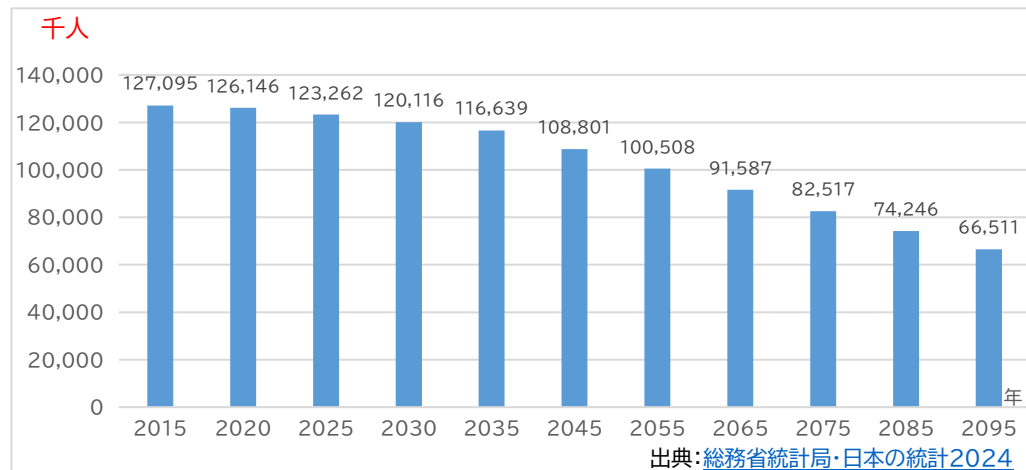
第3章 国際化・多文化共生の現状

1 日本の現状

■ 人口減少社会の到来

日本の人口は近年横ばいで人口減少局面を迎えており、2065年には総人口が1億人を割り込み、全体に占める年少人口(0～14歳)は10%を下回り、老年人口(65歳以上)は40%近い水準になると推計されています。

日本の人口推移(推計)

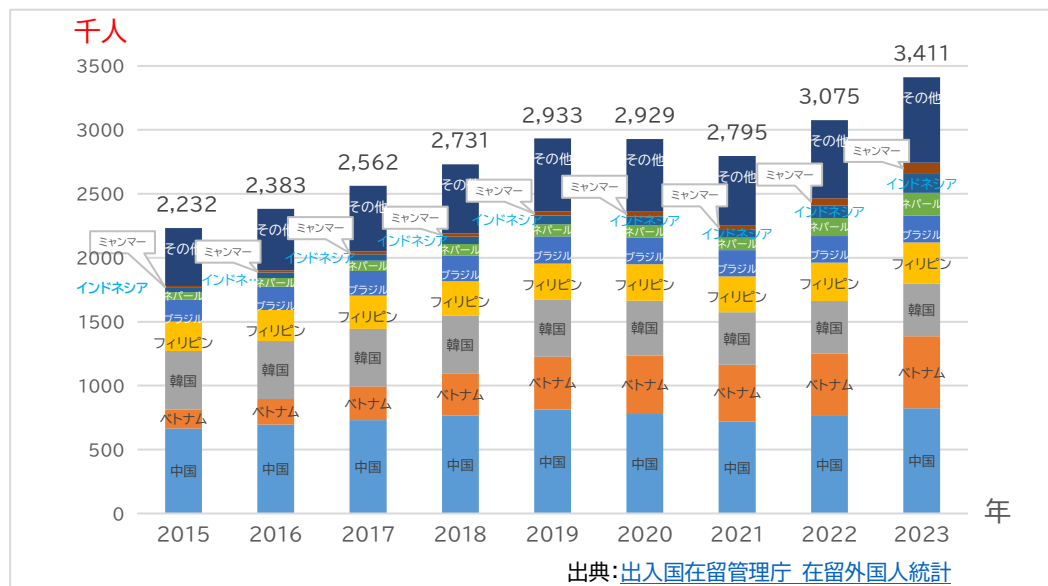


■ 日本在住外国人数の増加

日本で暮らす外国人は新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年には減少に転じたものの、翌年2022年には過去最高となる約307万人を記録し、2023年には過去最高となる約341万人となりました。

また国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、2070年における外国人口は939万人と推計され、総人口の約1割(10.8%)を占める予測も出ています。

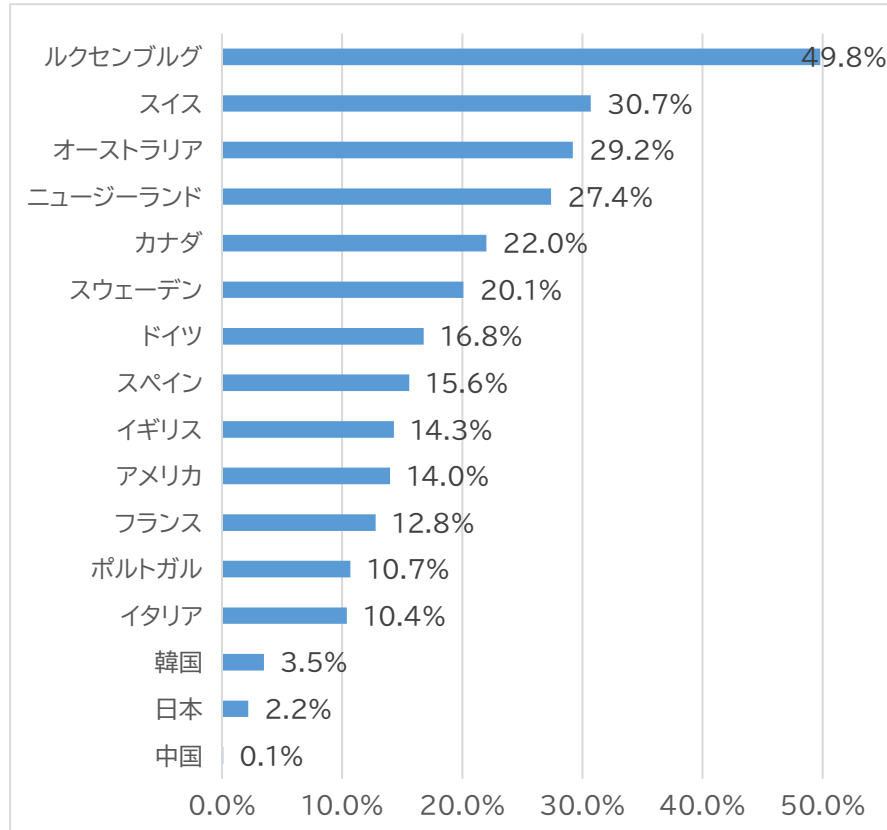
日本在住外国人数の推移(各12月末)



この1割という数値は、OECD の外国人人口割合の調査によると、2022年における欧米各国と同等の数値であることが読み取れます。

将来的な多国籍社会を見据え、日本人と外国人とが共生するための様々な施策を行っていく必要があります。

国別外国人割合(2022 年もしくはその国の最新データ)

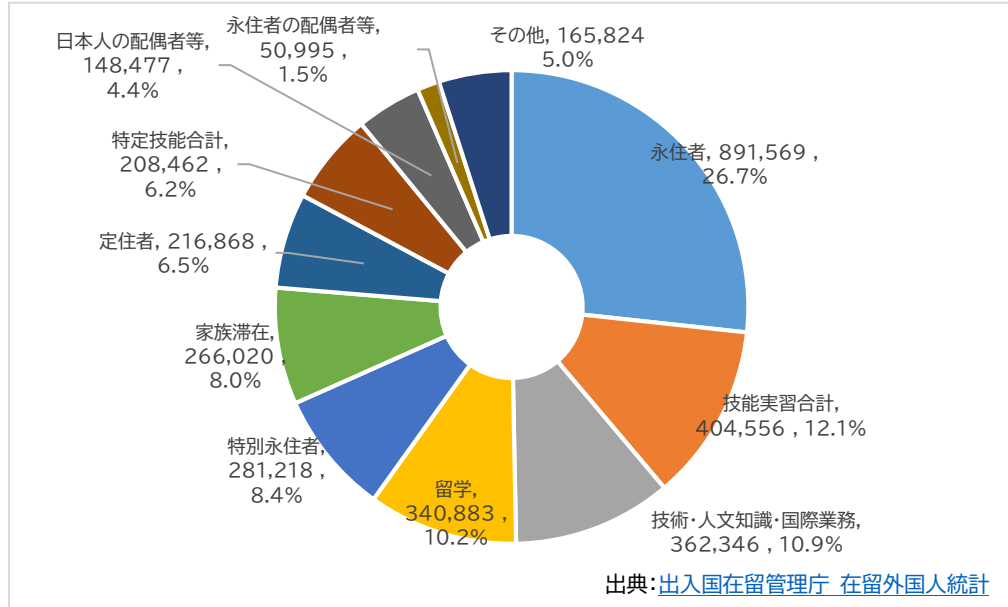


出典: [OECD International Migration Outlook 2023](#) より作成

■ 日本在住外国人の在留資格

日本における在留資格は、永住者に次ぎ、技能実習、技術・人文知識・国際業務と就労を目的とした在留資格が2,3番目に多くっており、後述する育成就労制度の影響もあり、今後も外国人労働者は増加すると見込まれています。

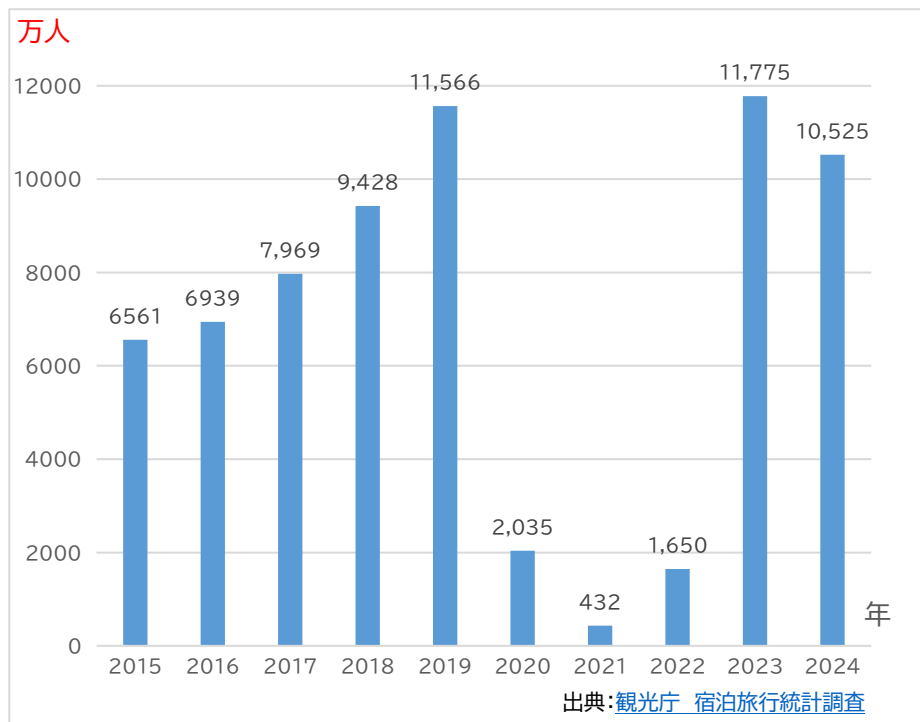
在留資格別 日本在住外国人の割合(2023 年 12 月末)



■ 日本の外国人観光客宿泊者数

2020 年から 2022 年にかけて、新型コロナウイルスの流行に伴い、入国制限や旅行自粛があったため、大きく減少しました。2022 年 10 月に入国制限が緩和された後、訪日客が順調に増え、2023 年の外国人宿泊数は対前年比で約600%増という大幅な増加を記録しました。

日本の外国人観光客宿泊者数(12 月末,2024年のみ 8 月末)



■ 地域における多文化共生推進プラン(総務省)

外国人が増加していく中、国は地方公共団体における「多文化共生の推進に係る指針・計画」の策定の方向性等を示した「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、各自治体は本プランをベースに、地域の特色を入れ込み、多文化共生施策を推進しています。本計画においてもこのプランを参考に作成しています。

目的	外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化に対応するために、その指針となるプランを策定。
方向性	多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築 外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献 地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保 受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現
施策	① コミュニケーション支援 行政・生活情報の多言語化 (ICTを活用)、相談体制の整備 日本語教育の推進 生活オリエンテーションの実施 ② 生活支援 教育機会の確保 適正な労働環境の確保 災害時の支援体制の整備 医療・保健サービスの提供 子ども・子育て及び福祉サービスの提供 住宅確保のための支援 感染症流行時における対応 ③ 意識啓発と社会参画支援 多文化共生の意識啓発・醸成 外国人住民の社会参画支援 ④ 地域活性化の推進やグローバル化への対応 外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応 留学生の地域における就職促進 多文化共生施策の推進体制の整備 地方公共団体の体制整備 地域における各主体との連携・協働 多文化共生の推進に係る指針・計画の策定
背景	平成18年3月に、日系南米等の外国籍住民の増加を背景に、地方公共団体における「多文化共生の推進に係る指針・計画」の策定に資するため、総務省により初めて策定されました。 その後、外国籍住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化を踏まえて、令和2年9月に改訂されています。

■ 特定技能制度・育成就労制度

国は深刻化する人手不足に対応するため、2019 年（平成 31 年）4 月に新たな在留資格である「特定技能 1 号」・「特定技能 2 号」が創設され、様々な分野において外国人材の受け入れが始まっています。熟練した技能を持つ「特定技能 2 号」の在留資格を有する者は、「技能実習」や「特定技能 1 号」に設けられている在留期間の上限年数が撤廃されるほか、これらの在留資格では原則認められなかった家族滞在も認められるようになり、今後、中・長期的に日本に居住できるようになります。

2023 年（令和 5 年）8 月 31 日には、「特定技能 2 号」の対象業種が従来の 2 業種から 11 業種に拡大され、さらに 2024 年（令和 6 年）3 月 29 日の閣議決定では、令和 6 年 4 月から 5 年間の受入れ見込数を 82 万人と設定し、対象分野が 12 分野から 4 分野を追加して 16 分野へと拡大（追加分野は特定技能 1 号のみ受入れ可能）されたほか、既存分野への業務等も追加されました。

令和 6 年 6 月に、「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」が成立し、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設されました。改正法は 2027 年までに施行される見通しとなっており、技能実習制度に代わり人材育成と人材確保を目的とする「育成就労」制度が創設され、一定の条件付きで外国人本人の意向に基づく転籍が認められることになります。

■ 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（計画期間～R8年度）

令和 4 年 6 月、我が国が目指すべき外国人との共生社会のビジョン、それを実現するために取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップが外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議にて決定されました。施策の着実な実施を図るため、令和 5 年度一部変更につき、令和 6 年 6 月にその実施状況について有識者の意見を聴取した上で点検を行い、施策の見直し等が実施されました。（104 施策）

2 大分県の動向

■ 大分県海外戦略

大分県では、海外施策の取り組むべき方向性を示す羅針盤として、2011(平成 23)年 5 月に、「大分県海外戦略」を策定しました。

その後、2015(平成 27)年 10 月には、当時の経済社会情勢の変化等を踏まえた戦略「大分県海外戦略(2015～2018)」を策定し、2019(平成 31)年3月には、海外との人や物の交流が盛んになった実績を踏まえながら、海外情勢をめぐる環境変化も見定め「大分県海外戦略(2019～2021)」を策定しました。

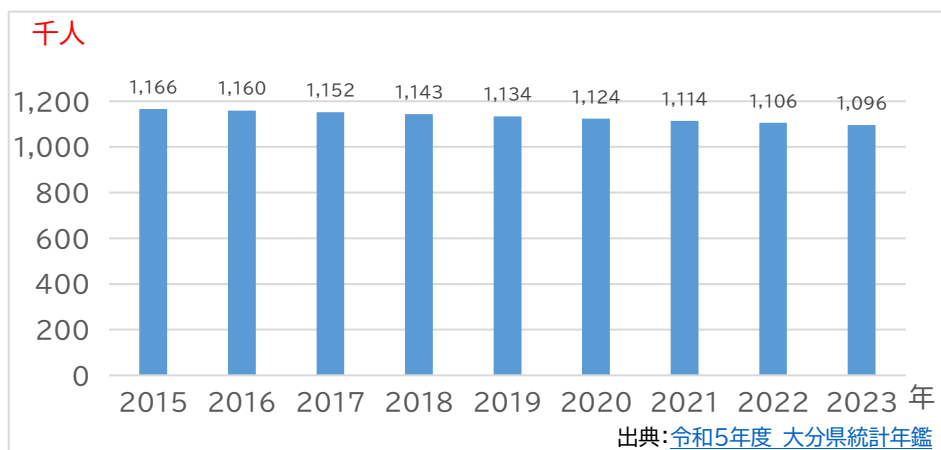
2025(令和 7)年3月には、●●●という基本理念のもと、●●●の基本戦略から構成される「大分県海外戦略(2025～2027)」を策定しています。

大分県海外戦略 写真等挿入予定

■ 大分県の人口動態

大分県の人口は近年横ばいではあるものの、徐々に減少傾向にあります。

大分県の人口推移

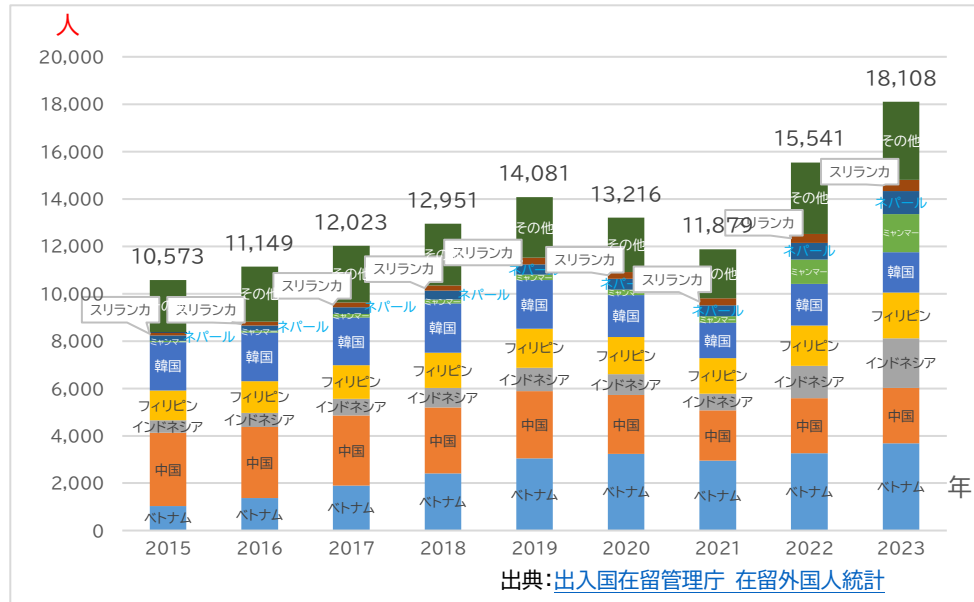


■ 大分県在住外国人の増加

外国人人口については、日本在住外国人における上位の国籍と比較すると、ブラジルに代わりスリランカが上位に入っています。

大分県で暮らす外国人も2021年には減少したものの、翌年 2022 年には過去最高人数を記録し、2023年には約1万8千人となりました。

大分県在住外国人の推移

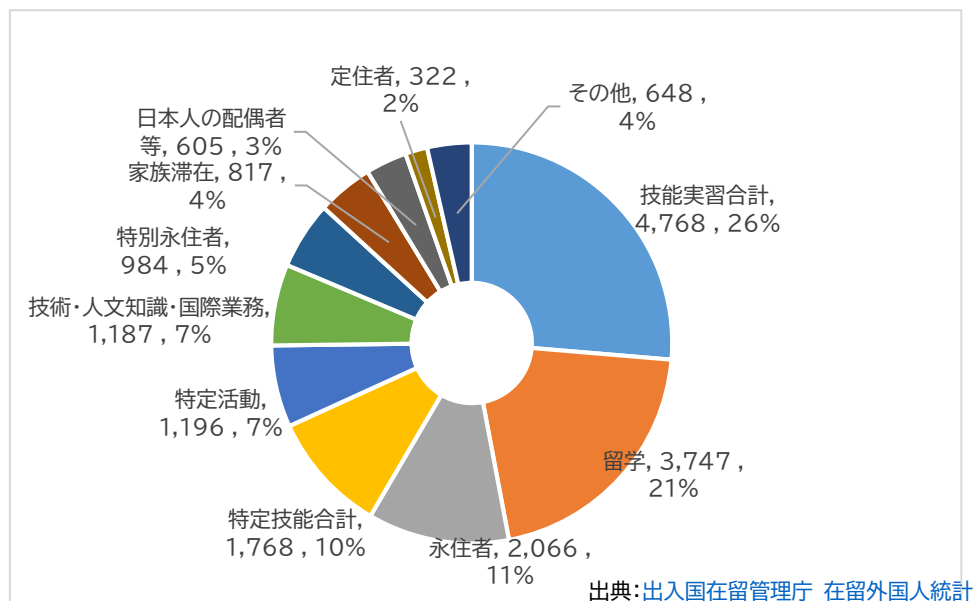


■ 大分県在住外国人の在留資格

県内在住外国人では、技能実習生が最も多く、次いで留学、永住者と続きます。

上位 3 つの在留資格は、第 4 次大分市国際化推進計画における2019年の調査結果と同様の結果となりました。

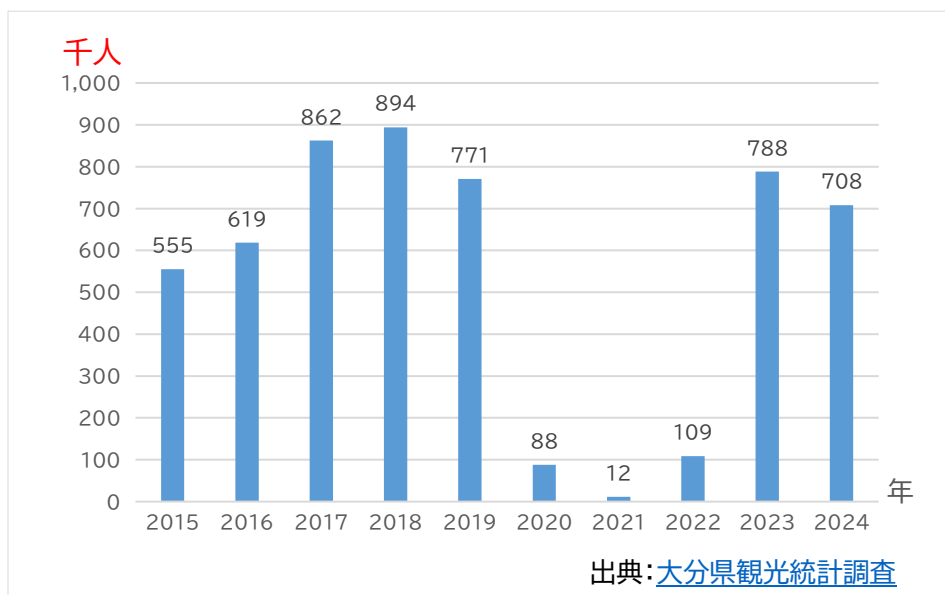
在留資格別 大分県在住外国人の割合(2023年12月末)



■ 大分県の外国人観光客宿泊者数

2020 年から 2022 年にかけて、新型コロナウイルスの流行で入国制限や旅行自粛があったため、大きく減少しました。2022 年 10 月に入国制限が緩和された後、訪日客が順調に増え、2023 年の外国人の宿泊数は対前年比の約 600% 増という大幅な増加を記録しました。

大分県の外国人観光客宿泊者数(12 月末、2024 年のみ8月末)

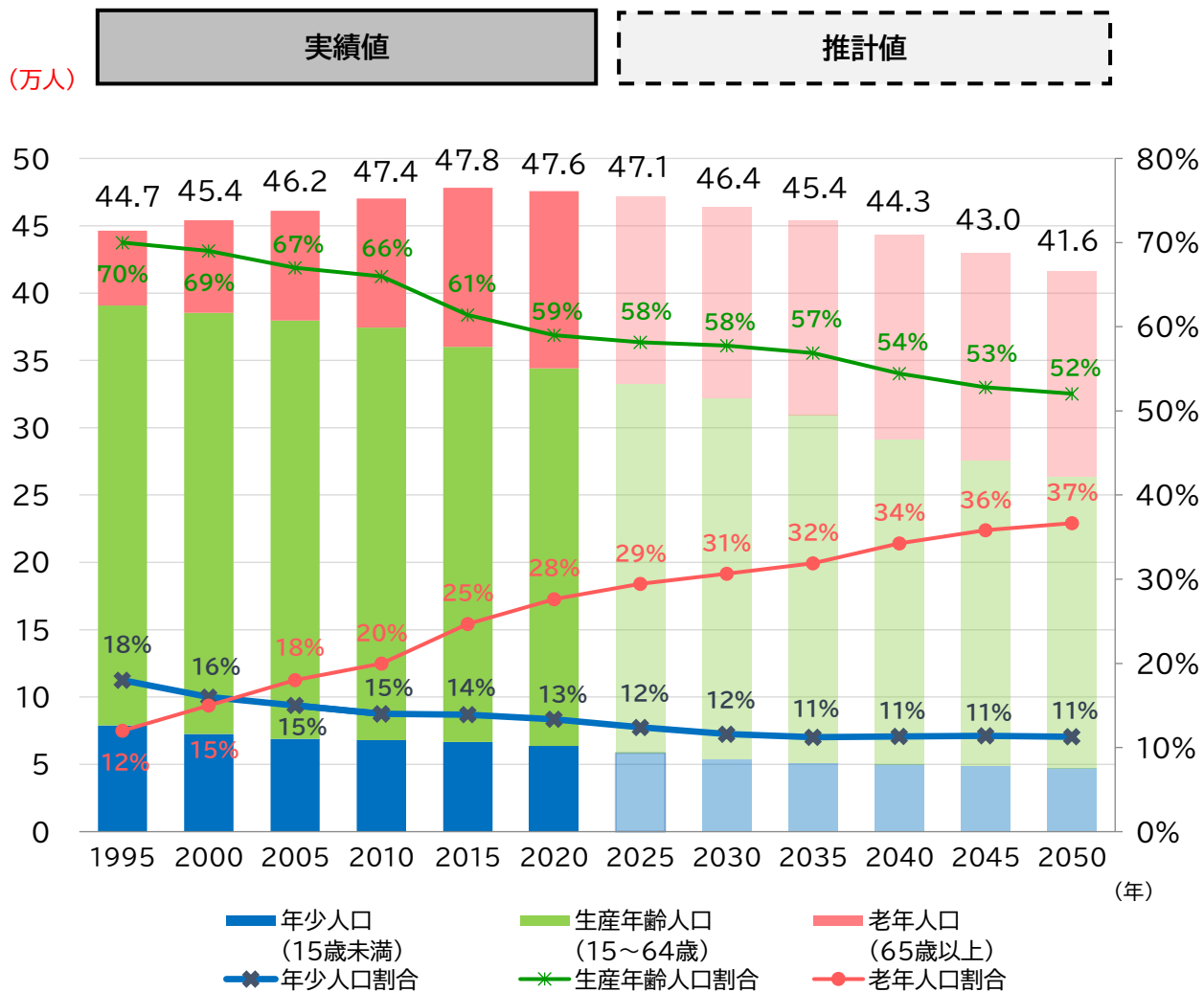


3 大分市を取り巻く状況

■ 大分市の人口推移

本市の人口は僅かではあるものの、年々増え続けていましたが、2016年をピークに人口減少局面に入りました。

大分市の人口推移



※2020(令和 2)年まで総務省統計局「国勢調査」

2025(令和 7)年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計

2000(平成 12)年以前の人口は、旧佐賀関町、野津原町の人口を含む

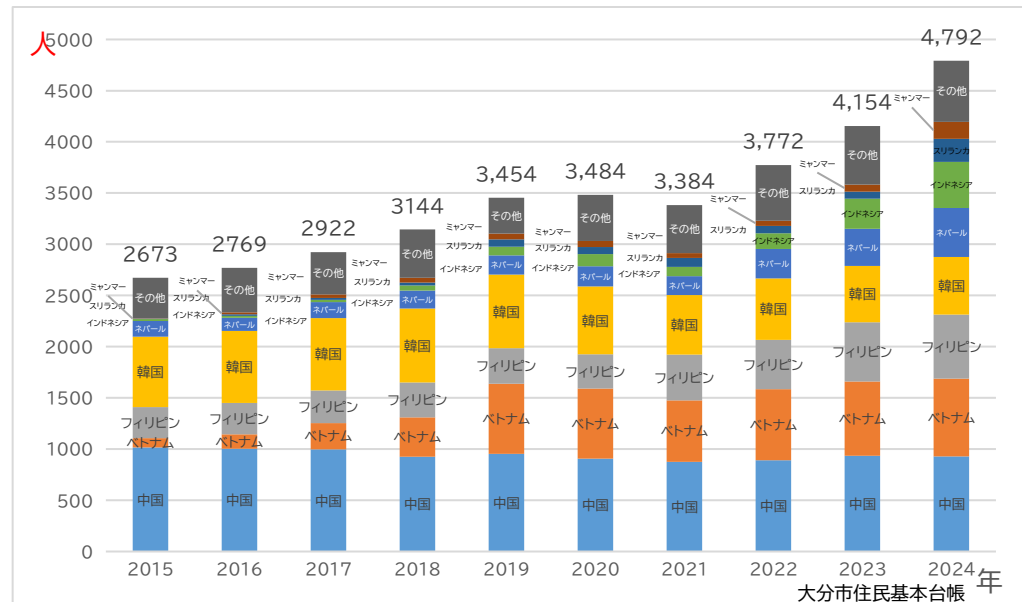
大分市住民基本台帳

■ 大分市在住外国人の推移

本市の在住外国人は、中国、ベトナム、フィリピン、韓国、ネパールの順で多く、これら上位5か国が全体の約7割を占めています。

また 2024 年 10 月時点の人数は、10 年前の 2015 年と比べると、80%増となっており、過去最高の 4,792 人を記録し、市民全体の 1%を超えております。今後も留学生や就労目的の外国人の増加が予想されます。

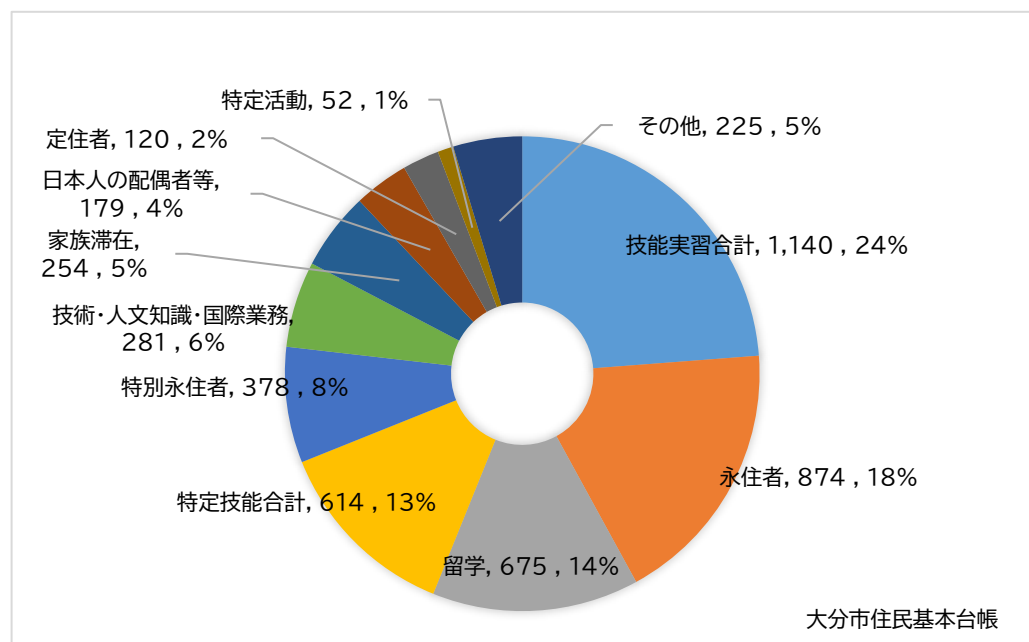
大分市在住外国人数の推移(各 12 月末,2024 年のみ 10 月末)



■ 大分市在住外国人の在留資格

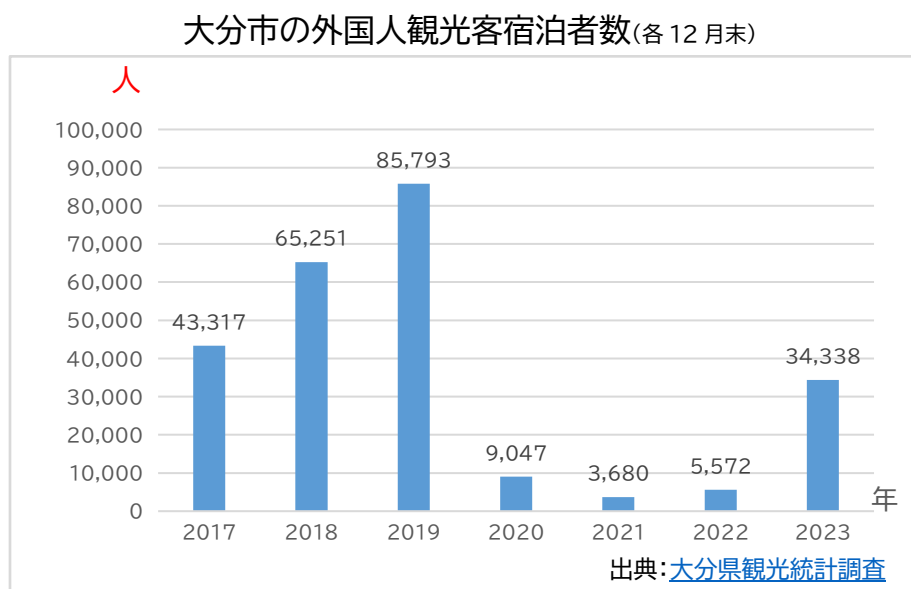
市内在住外国人では、技能実習生が最も多く、次いで永住者、留学と続きます。特に在住して年数の浅い技能実習生や留学生に対しての取組が求められます。

在留資格別 大分県在住外国人の割合(2024年10 月末)



■ 大分市の外国人観光客宿泊者数

2020 年から 2022 年にかけて、新型コロナウイルスの流行で入国制限や旅行自粛があったため、大きく減少しました。2022 年 10 月に入国制限が緩和された後、訪日客が順調に増え、2023 年の外国人の宿泊数は前年の約500%増という大幅な増加を記録しました。



参考 大分市の姉妹都市・友好都市・交流促進都市

■ 【姉妹都市】 ポルトガル共和国 アベイロ市

アベイロ市は、気候が穏やかで、また海が入り江まで入り込み、運河となって四方に流れ込む地形から、ポルトガルのベニスと呼ばれており、観光地として世界各国から観光客が訪れています。歴史ある町で、郊外には中世の城や修道院の遺跡といった文化的遺産も数多く残っています。産業は、卸売業や観光産業が中心で、石油化学工業や製鉄業も盛んです。また、重要な漁港もあり、塩の生産地としても有名です。

大分市は、16世紀半ばの大友宗麟の時代からポルトガルとの交流が盛んにおこなわれ西洋文化が開花したという歴史的背景を踏まえ、姉妹都市の提携を結びました。以来、文化・芸術やスポーツを通じた交流などを行ってきました。

2023年に姉妹都市提携45周年を迎えたこと、アベイロ市が2024年のポルトガル文化首都に選出されたことを記念し、アベイロ市長から運河フェスティバルへの招待を受けました。大分市副市長を団長に、アベイロ市で演奏実績がある音楽団を含む訪問団を派遣し、記念式典出席や音楽団による演奏会などが行われました。



■ 【友好都市】 中華人民共和国 武漢市

武漢市は、亜熱帯の大陸性気候で四季がはっきりしています。特に夏は、最高気温が40度を超えることがあり、重慶・南京と並んで中国の三大ストーブと呼ばれ、その暑さは有名です。歴史的には、大詩人屈原を輩出した春秋戦国時代の楚の国として、また三国志の舞台としても悠久の歴史をもち多くの名勝旧跡に恵まれています。湖北省の政治・経済・文化の中心としてだけでなく、北京、上海、広州、重慶からほぼ1,000 kmから1,200 kmの距離にあることから、中国における経済・貿易・金融・交通・科学技術の主要な拠点として重要な役割を果たしています。

1974年より武漢鉄鋼コンビナートの近代化プロジェクトにより、武漢市から延べ200人の技術者が大分市に長期滞在し、また大分市からも数多くの技術者が武漢市へ派遣されるなど、市民間の往来が次第に頻繁となったことが契機となり、友好都市を締結しました。以来、農業実習生の受入れや中学生相互派遣、大分交響楽団武漢公演、武漢雑技団大分公演、ビジネスなどさまざまな分野で交流を行ってきました。

2024年には友好都市締結45周年を記念して、武漢市から料理人を招聘し、おおいマルシェで武漢の名物料理を販売したほか、武漢市と交流のある福德学院高等学校で料理教室を開催しました。また、市内8店舗で武漢市と縁の深い食材「水耕せり」を使用した特別メニューを提供する「中国・武漢料理フェア」を約1か月開催しました。



■【姉妹都市】アメリカ合衆国 オースチン市(オースティン市)

オースチン市は、アメリカ合衆国の南西部に位置し、テキサス州のほぼ中央にある教育水準の高い都市で、特に全米屈指の規模を誇るテキサス大学の本校には、世界各国から集まった 5 万人近い学生や研究者が学んでいます。気候は 1 年のうち約 300 日が晴天で、平均気温は、冬が 7～14℃、夏が 26～38℃前後です。特に夏は 5 月から 9 月まで続き、湿度も高めです。緩やかな丘陵地に囲まれた市の中心部にはロッキー山脈を水源とするコロラド川が悠然と流れており、自然や緑にも恵まれています。経済の中心は IT 産業であるほか、ライブハウスが 200 以上軒を連ねるほど音楽産業も盛んです。

大分県でテキサス会議が開催されるなど、大分県とテキサス州の交流が活発であったことに加え、オースチン市とは産業・文化面で類似していることから、姉妹都市の提携を行いました。以来、文化、芸術、スポーツ、ビジネスなど、幅広い分野で交流を行ってきました。

2022年および2023年には市内の学校に通う中学生6名をオースチン市へ派遣し、ホームステイや現地の学生との交流などを行いました。また2024年には、オースチン市から高校生6名を受け入れ、市内でのホームステイや市内中高生との交流を行いました。



■【交流促進都市】中華人民共和国 広州市

広州市は、広東省中部の南海に面した珠江デルタの中央部に位置する広東省の省都です。気候は亜熱帯モンスーン気候に属しており、平均気温は 20～22℃。四季を通じて緑が豊かで花々が咲き乱れ、「花城」と呼ばれています。中国南方の重要な通商都市で交通の要衝、港湾都市であり、華南地区最大の国際貿易港を有しています。

アジア太平洋都市サミットが縁で、アジア太平洋地域のネットワークの構築並びにオープンな国際交流の展開のため、交流促進都市締結の覚書の交換を行いました。





第4章 計画の基本的な考え方と体系

現在、本市には約 4,800 人(2024 年 10 月時点)の外国籍市民が暮らしており、2015 年(2,673 人)と比較すると約 1.8 倍増加しております。国籍別で見ると、中国、ベトナム、フィリピン、韓国、ネパール、インドネシアをはじめとするアジア諸国からの在住外国人が多く、多様な言語、文化・習慣、価値観を持った人々が増えている状況です。

今後も外国籍市民の増加に加え、国籍、在留資格、年齢の多様化がさらに進むといった将来の姿を見越し、外国人も地域の一員として、ともに暮らせる環境をより一層、整えていくことが不可欠になってきます。

そのような状況の中、本計画では、第4次大分市国際化推進計画の基本理念である「世界にチャレンジし続けるグローバル都市 “OITA”」の方向性について継承しながら、「多様性を認め合う」とことや「世界とつながり、その活力を生かす」ことが、将来の国際化・多文化共生に不可欠という観点に着目したうえで、本計画期間における様々な施策が、本市の未来を一步ずつ形作っていくという想いから、基本理念に「未来へつながるグローバル都市 “OITA”」を設定しました。

また「多様性を受け入れ、未来に向かって市民一人ひとりが手を取り合って共生していく」というあるべき将来像を表現するため、副題として「～Embrace Diversity, Unite for the Future～」を設定しました。

本計画の基本理念を実現するため、誰もがいきいきと暮らすことのできる多文化共生社会を形成し、これまで築いてきた姉妹友好都市等とのつながりをさらに発展させ、これまで以上に、先見の明かつ戦略的に各施策に取り組んでまいります。

未来へつながるグローバル都市“OITA”

～Embrace Diversity, Unite for the Future～

～多様性を受け入れ、未来に向かって手を取り合っていこう～

未来へつながるグローバル都市“OITA”

～Embrace Diversity, Unite for the Future～

～多様性を受け入れ、未来に向かって手を取り合っていこう～

国際化に対応する ひとづくり・まちづくり (多文化共生)

<施策の方向性>

- 1.外国にルーツを持つ人も暮らしやすいまちづくり

【施策】

- 1-1 コミュニケーション支援
- 1-2 生活支援

<施策の方向性>

- 2.グローバル社会に対応した国際感覚豊かなひとづくり

【施策】

- 2-1 国際化を担う人材の育成
- 2-2 地域における多文化共生の促進

海外とつながり 発展する「おおいた」 (国際交流・国際協力)

<施策の方向性>

- 3.海外の活力を生かし地域産業を元気に

【施策】

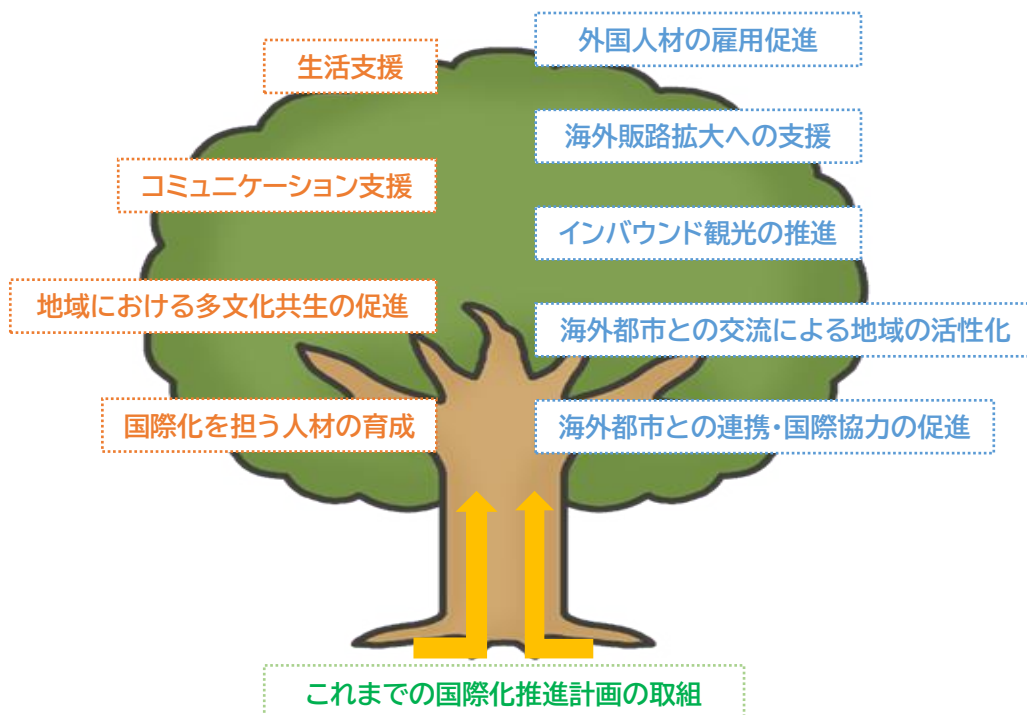
- 3-1 インバウンド観光の推進
- 3-2 海外販路拡大への支援
- 3-3 外国人材の雇用促進

<施策の方向性>

- 4.海外との連携により、ともに発展する大分市の実現

【施策】

- 4-1 海外都市との交流による地域の活性化
- 4-2 海外都市との連携・国際協力の促進



体系フローチャート

(各項目をクリックしてリンクに飛びます)

基本理念

未来へつながるグローバル都市「OITA」

～Embrace Diversity, Unite for the Future～
多様性を受け入れ、未来に向かって手を取り合っていく

推進テーマ

国際化に対応するひとづくり・まちづくり
(多文化共生)

海外とつながり発展する「おおいた」
(国際交流・国際協力)

施策の
方向性

1.外国にルーツを持つ人も
暮らしやすいまちづくり

2.グローバル社会に対応した
国際感覚豊かなひとづくり

3.海外の活力を生かし
地域産業を元気に

4.海外との連携により、
ともに発展する大分市の実現

施策

1-1 コミュニケーション支援

1-2 生活支援

2-1 国際化を担う人材の育成

2-2 地域における
多文化共生の促進

3-1 インバウンド観光の推進

3-2 海外販路拡大への支援

3-3 外国人材の雇用促進

4-1 海外都市との交流に
よる地域の活性化

4-2 海外都市との連携・
国際協力の促進

■ 第4次大分市国際化推進計画の評価(2023年度時点)¹

[計画期間：2021(令和3)年度～2024(令和6)年度]

目標数値の達成状況は以下のとおりです。

推進テーマ「国際交流・国際協力」で掲げた4項目中、2項目について「未達成」となり、2項目について「達成」となっています。特に「姉妹友好都市をはじめとした海外都市との交流件数」については、新型コロナウイルス感染症拡大が大きく影響しました。

推進テーマ「多文化共生」で掲げた2項目については、1項目について「未達成」となり、1項目について「達成」となっています。「国際化・多文化共生イベントへの参加者数」については、「国際交流・国際協力」で掲げた項目同様、新型コロナウイルス感染症拡大が大きく影響しました。

推進テーマ	施策	目標	目標値	実績	目標達成状況
国際交流・国際協力	【施策1】 グローバル人材の育成	外国人と交流する事業に参加したことの数	43,000 人 (2024 年度)	39,553 人	目標値を下回っており「未達成」である
	【施策2】 国内外から人々を惹きつける魅力あふれるまちづくり	姉妹友好都市をはじめとした海外都市との交流件数	100 件 (2021～2024 年度の累積)	74 件	目標値を下回っており「未達成」である
	【施策3】 地域の産業の活性化につながる国際ビジネスの推進	海外展開支援件数	200 件 (2020～2024 年度の累積) ※ 「大分市総合計画第2次基本計画 (2020～2024 年)」目標値 目標値の年限は、大分市総合計画に準じます	207件	目標値を上回っており「達成」している
	【施策4】 持続可能な世界の実現のための国際協力・国際貢献の推進	国際関係団体や市民への国際協力事業サポート件数	35 件 (2021～2024 年度 平均値)	46件	目標値を上回っており「達成」している
多文化共生	【施策5】 人権尊重を基調とした多文化理解の促進	国際化・多文化共生イベントへの参加者数	38,000 人 (2020～2024 年度平均値) ※「大分市総合計画第2次基本計画 (2020～2024 年)」目標値 目標値の年限は、大分市総合計画に準じます	27,560 人	目標値を下回っており「未達成」である
	【施策6】 あらゆる国籍の人々がともに活躍できる環境づくり	多言語による大分市からの情報発信件数	200 件 (2021～2024 年度の累積)	233 件	目標値を上回っており「達成」している

¹ 本計画の作成日が2024年度末であることから、2024年度の数値を反映できないため、2023年度末時点の数値を入力しています。2024年度の実績値を含んだ最終的な目標達成状況は、データが整い次第、改訂し反映させます。



第5章 施策の方向性と施策

推進テーマ 国際化に対応するひとづくり・まちづくり

施策の方向性1. 外国にルーツを持つ人も暮らしやすいまちづくり

■ 現状と課題

文化や習慣、価値観等が異なる「外国にルーツを持つ人」が今後も増加していくことを見越し、本市における暮らしのルール理解や地域社会の参画を促し、相互理解を深めながら共生していくことは、本市の持続的な発展には必要不可欠です。

本市ではこれまで、市役所での手続きの通訳や案内表示・書類の翻訳などによりコミュニケーション支援に取り組んできましたが、外国人住民の増加、多国籍化により、多言語化の対応に加えて日本語教育の重要性が高まっています。

本市が外国籍市民を対象に行ったアンケート調査の結果からも、日本語レベルについて簡単な日本語であれば理解できる人が多いことが明らかになりました。

一方で、日常生活で困っていることは「言葉の伝達」が一番多く、「日本語を学習したい」と答えた人が4割を超える結果となりました。

デジタル化の進展によるICT技術を活用しながら引き続き多言語化の対応に取り組むとともに、外国にルーツを持つ人に対する日本語教育の充実、さらには「やさしい日本語」の普及への取組が求められます。

また、様々なバックグラウンドを持つ外国人が、地域の一員としてともに暮らすためには、幅広い生活支援が必要となります。本市はこれまで外国人児童・生徒への就学案内や、ごみ分別の講習会の実施、生活に役立つ情報や多言語防災ガイドを転入時に周知するなど、生活に関する支援に取り組んできました。

市で行ったアンケート調査やヒアリング調査の結果からも、文化や生活習慣、制度の違いによる困りごとが多いことが明らかになっており、外国にルーツを持つ人も各ライフステージにおいて安心して暮らせる環境づくりが求められています。

さらに、これまで全国で発生した災害における教訓から、本市においても外国人への防災対策や災害時の支援が十分でないことが課題となっており、災害時に備えた外国人対応を進めることが必要不可欠です。

以上のことから、増加が見込まれる外国人のコミュニケーション問題を解消するには「日本語教育の充実」が重要であり、生活支援については、多言語で相談できる環境があることを認知してもらうことが第一歩であるため、大分市国際課公式 SNS 等を活用し積極的な情報発信を行うなど、広く周知していく必要があります。

■ 取組項目

- ▶ **【数値目標項目】**地域日本語教室の担い手の育成に努めます。
- ▶ 市内で活動する日本語ボランティア団体へのサポートなどにより、県や関係団体と連携しながら、日本語を学習できる機会の創出を図ります。
- ▶ やさしい日本語の普及に向けた講座等を開催します。
- ▶ 外国にルーツをもつ児童生徒への小中学校における日本語教育を行います。
- ▶ 外国語が話せる職員を配置し、市役所窓口や電話での通訳サポートを行います。
- ▶ 多言語による映像通訳システムや電話通訳サービスの活用により、複数言語対応のニーズに対応します。
- ▶ 119 番通報の多言語化や災害時多言語通訳サービスなど、非常時においても多言語で対応できる環境を整えます。
- ▶ 市役所が作成する資料の多言語化を図ります。

これまでの取組例



多言語映像通訳サービス



119 番通報多言語対応訓練

■ 取組項目

- ▶ **【数値目標項目】**国際課公式 SNS を活用し、生活情報をはじめとした様々な情報を多言語で届けます。
- ▶ 市役所等での外国人の相談対応の充実化を図ります。
- ▶ 依頼に基づき、くらしに関する出張講座や防災訓練等を行います。
- ▶ 公共施設等に設置した案内看板の多言語化など、公共施設について外国籍市民も利用しやすい環境づくりを推進します。
- ▶ 外国人児童・生徒の就学案内を行います。
- ▶ 県や関連機関と連携し、外国語による教育を受ける機会のあり方を検討します。
- ▶ 多言語防災ガイドブックの配布やデジタル技術を活用した情報発信など、外国人の防災・災害時対策を充実させます。
- ▶ 医療機関受診時に安心して医療機関を受診できる環境づくりを推進します。
- ▶ 住居賃借時等に住宅確保の相談ができる体制づくりを進めます。
- ▶ 就職や労働の相談について国や県と連携した情報提供等の対応を測ります。
- ▶ 大分市公式アプリ等を活用し、ゴミ捨てなどの生活情報の提供に努めます。
- ▶ 外国人コミュニティのキーパーソンと連携し、情報共有体制を構築します。
- ▶ 生涯にわたって安心して暮らせるよう、県や近隣市町村と連携し、広域的な支援体制について検討します。

これまでの取組例



多言語防災ガイドブック

大分市公式アプリによる生活情報提供

■ 数値目標

	評価指標(KPI)	基準値	目標値
施策 1-1	日本語教室の担い手の育成 (日本語ボランティア講座受講者数)	2024 年度実績値を採用	100 人 (2025～2029 年度累計)
施策 1-2	国際課公式 SNS 閲覧数 (Facebook・Instagram)	7,957件 (2023 年度)	9,000 件 (2025～2029 年度平均)

施策の方向性2. グローバル社会に対応した国際感覚豊かなひとづくり

■ 現状と課題

急速に進化する国際社会で本市の競争力を維持するためには、語学力・コミュニケーション能力に加え、異なる文化や価値観を理解していく柔軟性や積極性・チャレンジ精神、そして日本人としてのアイデンティティーを持ち合わせた「グローバル社会に対応した国際感覚豊かな人」を目指していく必要があります。

特に、将来を担っていく「こどもたち」が外国人と交流する機会や内容の充実を図ることは、本市の発展に極めて重要となります。

そのような人材が増加することで、地域に在住する外国籍市民への異文化理解や多様性を尊重する姿勢が形成され、在住外国人を地域社会の重要な一員として受け入れる意識が醸成されます。

また本市には、2024年12月末現在、約4,800人²の外国籍市民が在住しています。市内総人口に占める外国人の割合は全国と比較すると低いものの、その人数は急速に増加しており、言語、文化、生活習慣、制度等の違いから新たな地域課題が生じることも懸念されます。

一方で、異なる言語や文化を障壁と捉えるだけでなく、多様性を都市の文化、経済を発展させる貴重な財産として、本市の活力につなげることが求められており、市内在住外国人が、地域の国際化の推進の担い手として活躍することが期待されています。

このようななか、本市では、青少年が世界に目を向け、コミュニケーション能力を高める機会として、学校でのALT(外国語指導助手)の活用のほか、県内で暮らす留学生との交流イベントを開催するなど、外国人と触れ合う機会を提供してきました。

また、これまでも国際理解推進講座やまちづくり出張教室などにおいて、異文化理解の推進に取り組んできましたが、地域社会で交流する機会の拡大を図るなど、今後も積極的に市民の多文化共生の意識啓発・醸成に取り組んでいく必要があります。

² 素案では10月のデータを入力しています。

■ 取組項目

- ▶ 留学生や ALT(外国語指導助手)をはじめ、市内に在住する外国籍市民との多様な交流事業を通じ、世界の文化や違いを知り、理解しあう機会を設けることで、グローバル社会に対応した人材を育てていきます。
- ▶ 小中学校における外国語科等の授業において ALT を活用し、生きた英語に触れる機会を充実することにより、英語によるコミュニケーション能力の育成に努めます。
- ▶ 語学力をはじめとしたコミュニケーション能力に加え、海外への関心を高め文化の違いを理解できる機会を設けます。
- ▶ これまで培ってきた姉妹友好都市等との関係性を活かし、様々な交流事業や講座などを通じて、青少年をはじめとする市民の国際感覚を醸成します。
- ▶ 地域において多文化共生を推進する人材(外国籍市民も含む)や国際交流活動等に活躍できる人材の育成に努めます。
- ▶ 市職員を対象にしたやさしい日本語講座や異文化理解の研修等を通じて国際化・多文化共生の進展に対応できる能力の向上を図ります。

これまでの取組例



やさしい日本語講座



ハーバード大学生との交流会

■ 取組項目

- ▶ おおいたワールドフェスタや公民館主催の地域イベント等を開催し異文化理解や国際協力について触れ合える機会を創出します。
- ▶ 異文化理解を促進する講座・教室等を開催します。
- ▶ 市民や地域コミュニティが行う国際交流や多文化共生イベントの支援を行い、多文化共生の意識を促進します。
- ▶ 一般財団法人自治体国際化協会と連携しJETプログラムを通じた国際化・多文化共生施策を推進します。
- ▶ 国際化を担う団体との連携を深め、多文化共生意識の促進を行います。
- ▶ 外国人と日本人や地域をつなぐキーパーソンを通じ、外国籍市民の積極的な地域活動等への参加、参画を促進します。
- ▶ 将来的な定住促進に向け、地域への愛着を持ってもらえるように、留学生をはじめとした在住外国人が本市の魅力に触れ、地域との結びつきを深める機会の創出に努めます。

これまでの取組例



留学生との交流イベント



おおいたワールドフェスタ

■ 数値目標

	評価指標(KPI)	基準値	目標値
施策 2-1	外国人と交流する事業に参加したこどもの数 (学校でのALTによる通常授業を除く)	1,091 人 (2023 年度)	1,200 人 (2025~2029 年度平均)
施策 2-2	国際化・多文化共生イベントへの参加者数	20,002 人 (2023 年度)	22,000 人 (2025~2029 年度平均)

推進テーマ 海外とつながり発展する「おおいた」

施策の方向性3. 海外の活力を生かし地域産業を元気に

■ 現状と課題

少子高齢化や人口減少による国内市場の縮小、経済のボーダーレス化による国際間競争が激化する中、経済活動がグローバル化した現代で、市場規模が大きな海外市場に目を向け、新規顧客を獲得し、収益の多様化と外国人材の活用を図ることは、地域経済の安定と雇用創出に非常に重要です。

また国際ビジネスを通じて技術やアイデアが地域にもたらされ、イノベーションが生まれ、市場競争力の向上も期待できることから、本市の持続的発展に大きく寄与することが見込まれます。

そこでこの目標における施策として「インバウンド観光の推進」、「海外販路拡大への支援」、「外国人材の雇用促進」を設定し各取組項目を実施してまいります。

その中でも、増加が見込まれる訪日外国人観光客に対する本市の魅力発信および戦略的なプロモーションが重要であり、本市で経済消費活動を行う観光客を増やすことが、域内経済の活性化につながります。

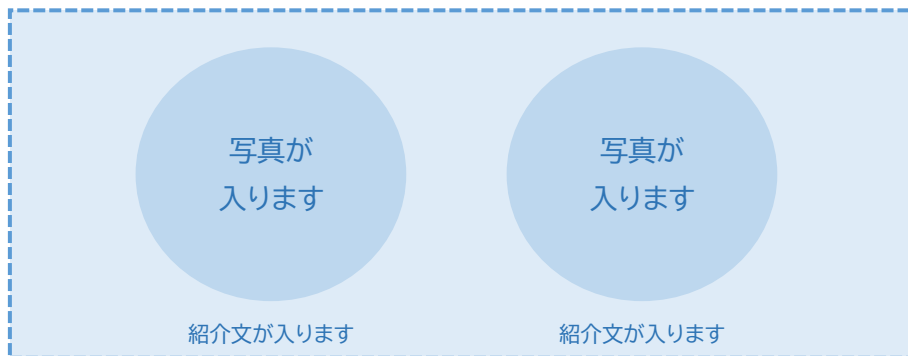
また、市内企業を取り巻く経済状況や社会環境の大きな変化に対応するため、海外各地のニーズに合わせた商品開発の支援や商談機会の創出などを行うことで、企業の競争力の強化に繋がり、地域産業を伸展させていくことが期待されます。

インバウンド観光の推進

■ 取組項目

- ▶ 外国人観光客が快適に観光を楽しめるよう、ホームページや観光パンフレット・ガイドブックの多言語化を図ります。
- ▶ 外国人観光客が災害時に正確な情報の入手やコミュニケーションができる体制を構築します。
- ▶ 本市の立地を活かした MICE 開催の誘致に取り組みます。
- ▶ 本市の魅力発信・認知度向上に向け、SNS 等を効果的に活用します。
- ▶ 大分県や関係団体等と連携し、誘客に向けた観光プロモーションを行います。

これまでの取組例

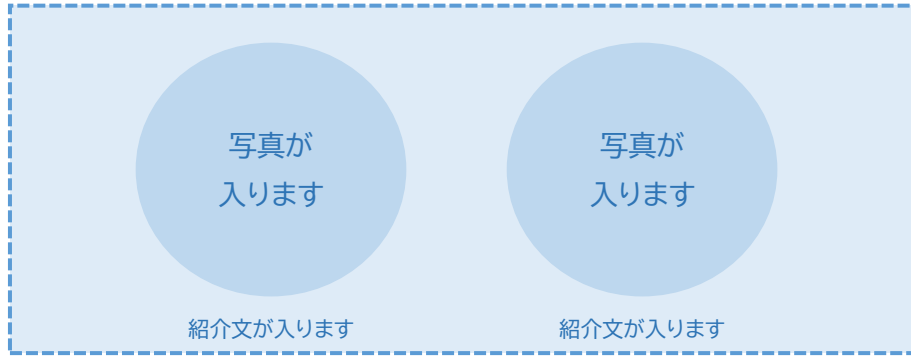


海外販路拡大への支援

■ 取組項目

- ▶ 海外販路拡大に向けた新商品開発や越境ECへの出店、知的財産権の取得等を支援することで、市内中小企業の収益力アップを図ります。
- ▶ 見本市への出展支援や商談会の開催により、販路拡大機会の創出を行います。
- ▶ 各国の情勢や市場概況を学ぶセミナー、貿易実務講座の開催等による知識やノウハウ習得の支援を行います。
- ▶ 大分県やジェトロなどの関係機関と連携し、東南アジアを中心に、海外へ商品・サービスの輸出を目指す中小企業等に対し、現地商社とのマッチング等を行います。

これまでの取組例



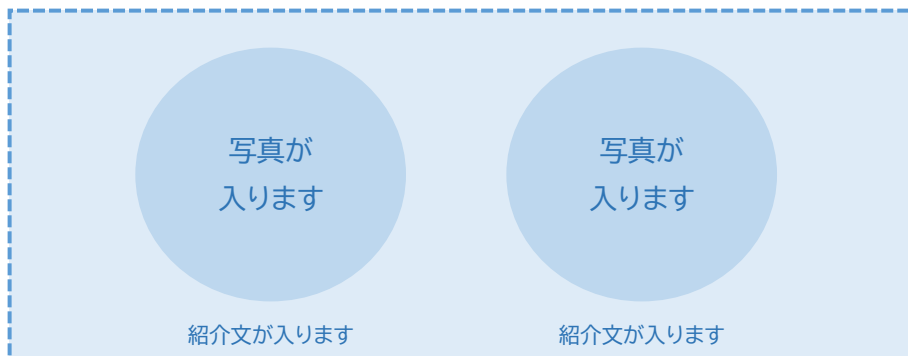
施策 3-3

外国人材の雇用促進

■ 取組項目

- ▶ 外国人の就労や企業の外国人雇用の促進に向け、ビジネスオンライン講座等を開催します。
- ▶ 企業向けに、職場における外国人との円滑なコミュニケーションや外国人が働きやすい職場環境づくりを支援するセミナーを開催します。
- ▶ 外国人材の雇用等に関する労働関係法令等の情報発信に努めます。
- ▶ 外国人材の雇用促進に向け、大分労働局、大分県、監理支援機関などの関係機関等と連携を図ります。

これまでの取組例



■ 数値目標

	評価指標(KPI)	基準値	目標値
施策 3-1	外国人観光客宿泊客数	34,338 人 (2023 年)	102,000 人 (2029 年)
施策 3-2	海外展開支援件数	55件 (2023 年度)	275件 (2025～2029 年度累計)

施策の方向性4. 海外との連携により、ともに発展する大分市の実現

■ 現状と課題

海外都市との交流は、市民レベルでの異文化理解の促進や国際感覚の醸成に大きな役割を果たします。特に、教育面では同世代間の交流を通じて青少年のグローバル社会に対応できる視野や柔軟性がはぐくまれ、経済面では観光客の誘致や企業進出等のきっかけになり、本市の魅力向上や市民満足度の向上につながります。

また、海外との交流において、異なる文化や価値観などから学ぶ面も多くあり、交流・連携することにより、相互に発展することが期待されます。

本市は、ポルトガル・アベイロ市、中国・武漢市、米国・オースチン市と、長年にわたり姉妹友好都市関係にあり、文化、芸術、教育、スポーツ、経済など幅広い分野において交流を続けています。姉妹友好都市をはじめとした海外都市と積極的に交流することで、国際色が反映された「まち」の賑わいにつなげていくことが求められます。

また、本市で開催される「大分国際車いすマラソン」には、市民がボランティアに携わるなかで毎回、海外から多くの選手が参加しています。こうした国際イベントは、国境・言語・民族の違いを超えた国際交流及び相互理解の促進に重要な役割を果たすとともに、海外からの来訪者への「おもてなし」により、大分市のファンの創出といった効果も期待されます。

さらに、グローバル化が進展する中で、あらゆる分野で国境を越えた協力や連携が不可欠となっており、本市においてもアジア太平洋都市サミットへの参加のほか、毎年10月を国際協力月間と定めるなかで関係機関と連携して国際協力の啓発を行っています。今後も引き続き、海外都市との連携や、市民や関係団体と連携し、国際協力の促進を図ることが求められます。

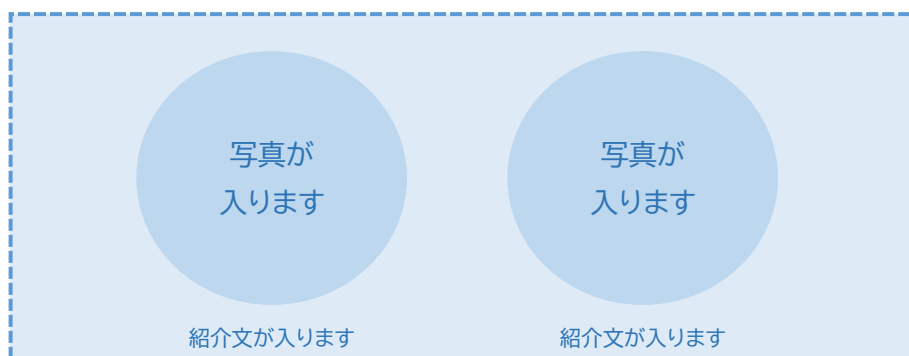
「姉妹友好都市等との交流」は国際的な視野を持つ青少年の育成をはじめとしたさまざまな効果が期待できるため、本施策を評価指標として設定し、目標の達成度を測ることとします。

海外都市との交流による地域の活性化

■ 取組項目

- ▶ 姉妹友好都市等との交流を推進し、両市の市民・企業に対する都市間関係の認知や理解を深めるとともに様々な分野で広く市民が接点を持てる機会の創出に取り組みます。
- ▶ 市民が行う姉妹友好都市との交流について様々なサポートを行い、これまで深めてきた姉妹友好都市関係を地域の活性化に生かせるように取り組みます。
- ▶ 市民が行う文化、スポーツなど多岐にわたる国際交流イベント等へのサポートを行い、国際色豊かなまちづくりを促進します。
- ▶ 海外の芸術家や選手が参加する文化、スポーツのイベントを開催・誘致等を通じ、地域の活性を図ります。

これまでの取組例

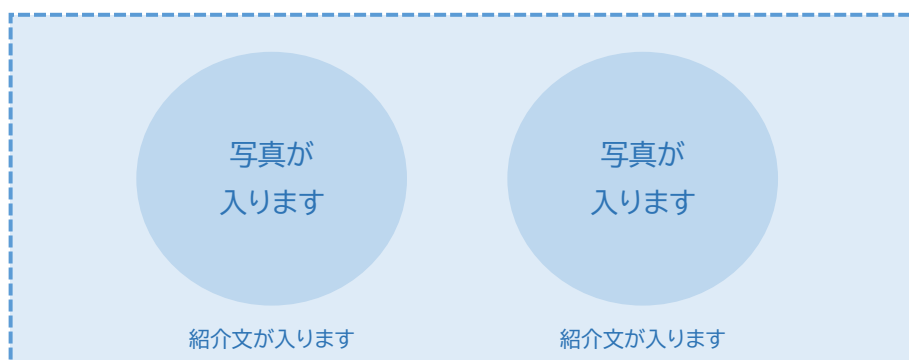


海外都市との連携・国際協力の促進

■ 取組項目

- ▶ アジア太平洋都市サミット等の国際会議へ参加し、他都市の先進事例の収集を行います。
- ▶ 海外からの視察団等を受け入れ、意見交換を通じて互いに学びあい、両市の発展を促進します。
- ▶ 青年海外協力隊経験者による講座等、JICA と連携した国際協力の普及を行います。

これまでの取組例



■ 数値目標

施策
4-1

評価指標(KPI)	基準値	目標値
姉妹友好都市をはじめとした 海外都市との交流件数	19件 (2023 年度)	125件 (2025～2029年度累計)

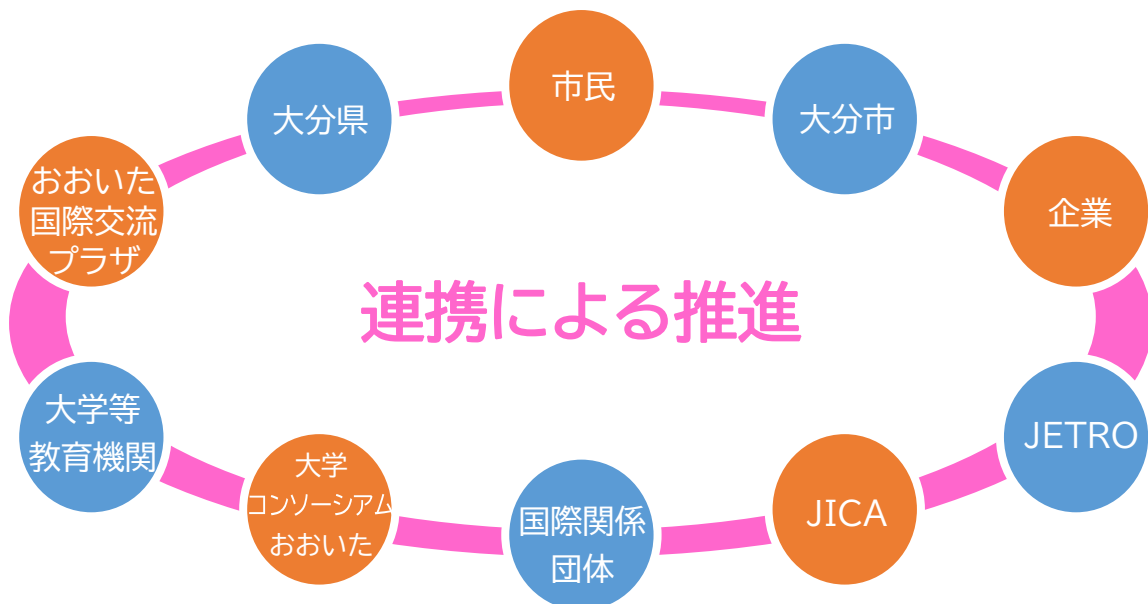


第6章 推進体制

1. 様々な主体の参画・連携

本市の国際化・多文化共生を推進していくためには、行政だけではなく、市民一人ひとりと、企業、国際関係団体等との連携・協力・協働による取組が必要です。

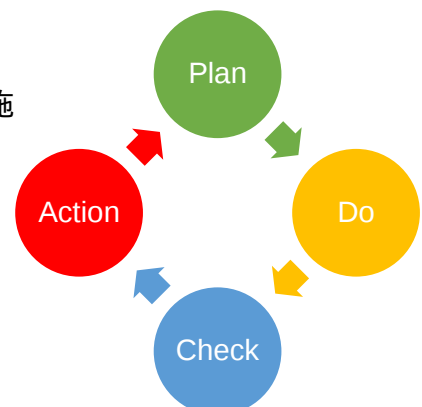
そのため、本市の国際化・多文化共生を推進する活動基盤として市民、企業、国際関係団体等とのネットワークを構築し、様々な主体の活動を通して国際化・多文化共生を推進していきます。



2. 計画の進捗管理

国際化・多文化共生施策の推進には、市役所の関係各課の理解と取組、計画の推進体制の整備が必要です。そのため、計画の推進にあたっては、定期的に進捗状況や新規事業の確認を行うとともに、必要に応じて関係課を集めた庁内会議を開催し、国際化・多文化共生の推進に向けた取組を総合的に推進していきます。

- 各施策における取組項目の実施状況の把握
- PDCA サイクルに基づく評価、意見交換等の実施



関連資料

■ 大分市国際化・多文化共生推進計画策定の経緯

年月日	内容
2023(令和5)年5月	第5次大分市国際化推進計画策定委員会設置要綱施行
8月25日	委嘱状交付  ★第1回策定委員会 策定委員会のスケジュール、大分市の国際化の現状 第4次計画の取組状況、次期計画の概要 
2024(令和6)年2月	推進計画策定に係るアンケート調査(外国籍市民・企業) 2023(令和5)年11～12月に実施
6月5日	★第2回策定委員会 次期計画の基本理念・骨子 
9月24日	★第3回策定委員会 第4次計画の進捗状況、次期計画の数値目標 
11月27日	★第4回策定委員会 次期計画の素案
12月16日～ 2025(令和7)年1月15日	市民意見公募手続(パブリックコメント)実施
2月●●日	★第5回策定委員会 パブリックコメントの結果報告 次期計画の最終案確定
3月	市長へ最終提言、大分市国際化・多文化共生計画策定

■ 第5次大分市国際化推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第5次大分市国際化推進計画(以下「計画」という。)の策定に関し、広く市民の意見を聴くため、第5次大分市国際化推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募による市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(参画依頼等の期間)

第4条 委員の参画依頼又は任命の期間は、計画が策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

第7条 委員(第3条第2項第5号に規定する委員を除く。)及び前条第4項の規定により定められる委員以外の者に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部国際課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月26日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、計画が策定される日限り、その効力を失う。

■ 大分市国際化推進計画策定委員会委員名簿

<第1次大分市国際化推進計画>

役 職	氏 名	所 属	備 考
委 員 長	五十嵐 副夫	大分大学経済学部教授、大分大学経済学部教育支援室長	
副委員長	児 玉 貞 夫	社会福祉法人永生会理事長、特別養護老人ホーム清流苑苑長 大分県社会福祉施設経営者協議会会長	
	足 立 紀 男	特定非営利活動法人技術サポートネットワーク大分設立発起人 財団法人大分県産業創造機構前コーディネーター	
	池 邊 和 壽	有限会社日本建装工業代表取締役、大分県ベンチャー協議会 副会長	
	印 成 銀	有限会社総合企画 A・E 代表	
	加 納 照 彦	Japan Ecology Logistics 株式会社取締役 前大分市国際化推進懇話会委員	
	後 藤 一 裕	大分市議会副議長	H17.3.9 まで
	佐 藤 真 紀	大分交響楽団コンサートミストレス	
	下 郡 友 子	有限会社下郡園芸社長	
	ジュリー・ヌートバー	おおいた都心まちづくり会議委員、初代大分市国際交流員 別府大学短期大学部講師、大分大学非常勤講師	
	秦 康 雄	大分市自治員連絡協議会副会長	
	田 島 アンナ	前大分市国際化推進懇話会委員、大分外国人妻の会会長	
	開 静 子	大分市都市計画審議委員、大分県不動産鑑定士協会広報委員	
	安 枝 楠 游	雪舟国際美術協会理事、国連平和大使	
	幸 健	学校法人城南学園理事長	
	渡 部 義 美	大分市議会副議長	H17.3.10 から

<第2次大分市国際化推進計画>

役 職	氏 名	所 属	備 考
委 員 長	五十嵐 副夫	大分大学経済学部教授、大分大学経済学部教育支援室長	
副委員長	高 橋 英 子	大分市教育委員(委員長職務代理者)、別府大学非常勤講師	
副委員長	橋 本 均	株式会社マリーンパレス代表取締役社長	
	井 澤 連 象	大分市生涯学習指導者、元駐スーダン大使、国際協力事業団室長	
	太 神 みどり	特定非営利法人大学コンソーシアムおおいた総合マネージャー	
	甲 斐 豊 子	大分温室協同組合	
	郭 麗 莎	大分市国際交流嘱託職員	
	加 島 兼 芳	大分市自治委員連絡協議会副会長	H22.4.8 まで
	ジュリー・ヌートバー	大分県立芸術文化短期大学専任講師、初代大分市国際交流員	
	白 沢 史 子	財団法人大分県文化スポーツ振興財団理事、大分交響楽団 副理事長	
	谷 口 世 志 子	青年海外協力隊員 OG 特定非営利活動法人森と海の共生・ネットワーク事務局長	
	姫 野 恭 志	大分市自治委員連絡協議会幹事	H22.11.17 から
	本 庄 剛	独立行政法人日本貿易振興機構大分貿易情報センター所長	
	リチャードソン・ マガリエンス	大分トリニータ育成部 U-15 コーチ	

<第3次大分市国際化推進計画>

役 職	氏 名	所 属	備 考
委 員 長	安岡 正義	国立大学法人大分大学経済学部教授(国際教育研究センター長)	
副委員長	橋 本 均	株式会社マリーンパレス代表取締役社長	
	足立 恵理	大分人権教育ワークショップ研究会 代表	
	井澤 蓮象	元駐スーダン大使	
	太神 みどり	特定非営利法人大学コンソーシアムおおいた総合マネージャー	
	岡野 祐介	独立行政法人日本貿易振興機構 大分貿易情報センター長	H27.8.26 から
	小野 久美子	市民公募委員	
	甲斐 武彦	おおいた産品等海外ビジネス促進協議会 副会長	
	清田 芳弘	学校法人文理学園 日本文理大学別科日本語課程 別科長	
	白沢 史子	NPO 国際チェロアンサンブル協会 理事長	
	玉 井 昇	大分県立芸術文化短期大学国際総合学科 准教授	
	トメック・ジェンバ	独立行政法人国立高等専門学校機構 大分工業高等専門学校助教	
	松 村 亮	独立行政法人日本貿易振興機構 大分貿易情報センター長	H27.7.14 まで

<第4次大分市国際化推進計画>

役 職	氏 名	所 属	備 考
委 員 長	下田 憲雄	大分大学経済学部教授 大分大学国際教育研究推進機構副機構長(国際教育推進センター長)	
副委員長	疇谷 憲洋	大分県立芸術文化短期大学国際総合学科学科長・教授	
	井 本 望	独立行政法人国際協力機構九州センター(JICA 九州)国際協力推進員	
	太神 みどり	NPO 法人大学コンソーシアムおおいた事務局長代理	
	佐野 真紀子	株式会社日本政策投資銀行大分事務所副調査役	
	辛 樹 玲	市民公募委員	
	トメック・ジェンバ	大分工業高等専門学校助教	
	馬場 啓爾	独立行政法人日本貿易振興機構大分貿易情報センター所長	
	原 ジェームス	大分外国語サポート協同組合代表	
	伊藤 英樹	大分市企画部長	
	永 松 薫	大分市商工労働観光部長	
	佐藤 雅昭	大分市教育部長	

<大分市国際化・多文化共生推進計画[2025年度～2029年度](第5次大分市国際化推進計画)>

役 職	氏 名	所 属	備 考
委 員 長	下田 憲雄	国立大学法人大分大学 IR センター長・教授 国際教育推進センター長	
副委員長	中村 志信	独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)大分貿易情報センター所長	R6.1.15 から
	石丸 直子	おおいた国際交流プラザ職員	
	板井 恭子	大分県インドネシア友好協会会員	
	伊藤 精	大分県外国人総合相談センター相談員、特定行政書士	
	太神 みどり	NPO 法人大学コンソーシアムおおいた事務局長代理	
	佐野 真紀子	株式会社日本政策投資銀行 大分事務所長	
	宮瀬 とも子	市民公募委員	
	楊 佳	大分県企画振興部国際政策課 国際交流員	R6.8.16 から
	永田 佳也	大分市企画部長	R6.4.1 から
	正池 功	大分市商工労働観光部長	R6.4.1 から
	高田 隆秀	大分市教育部長	
副委員長	馬場 啓爾	独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)大分貿易情報センター所長	R6.1.14 まで
	オースティン・ヴォーン	大分県企画振興部国際政策課 国際交流員	R6.8.15 まで
	吉良 昌昭	大分市企画部長	R6.3.31 まで
	三好 正昭	大分市商工労働観光部長	R6.3.31 まで

委員長、副委員長、市職員以外は 50 音順、敬称略(所属等は委員在任当時のもの)

■ 市民意見公募手続概要

募 集 期 間：	2024(令和6)年12月16日～2025(令和7)年1月15日
閲 覧 方 法：	国際課、情報公開室、各支所もしくは市ホームページ
応 募 方 法：	・市内に住所を有する人 ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ・市内の事務所又は事業所に勤務する人 ・市内の学校に在学中の人 ・その他市民意見公募手続に係る事案に利害関係を有する人
応 募 様 式：	様式は自由
必須記入事項：	氏名又は名称、住所又は事務所若しくは事業所の所在地 法人その他の団体にあたっては代表者の氏名その他実施機関が定める事項
応 募 方 法：	直接又は郵送、ファクス、電子申請システム
応 募 件 数：	●件

■ 国際関係団体の紹介

大分市にはさまざまな国際関係団体があります。ここでは、主な団体を紹介します。

別途作成予定

■ 各種アンケート等調査結果の概要

本計画の策定に当たっては、課題を抽出するため、「大分市外国籍市民アンケート」「第5次大分市国際化推進計画 企業アンケート」「大分市勤労者実態調査」「大分市市民意識調査」や、外国籍市民へのヒアリングなどを通じて、市民の意識や実態を把握しました。

アンケート概要

外国籍市民アンケート

調査期間：令和5年11月1日～12月8日

対象者：市内に住居登録がある18歳以上の全外国人（令和5年9月30日時点）

使用言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語

依頼数：3,812件

企業アンケート（販路拡大）

調査期間：令和5年11月1日～12月22日

対象者：大分市観光協会会員企業、おいた海外ビジネス協議会会員、創業経営支援課メールマガジン登録企業

依頼数：285件

企業アンケート（外国人雇用）

※第15回大分市勤労者実態調査より

調査期間：令和4年9月30日～11月25日

対象者：市内の中小企業から無作為に抽出

依頼数：1,000件

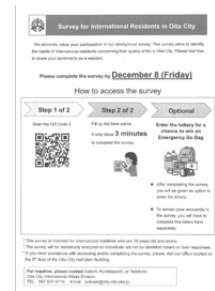
市民アンケート

※令和5年度おいた市民意識調査より

調査期間：令和5年11月27日～12月25日

対象者：住民基本台帳に記載された市内に居住する18歳以上の市民の中から無作為抽出

依頼数：3,500人



■ アンケート調査の回答結果

対象	回答数	配布数	回答率 (回答/配布)
外国籍市民アンケート	1,206	3,812	31.64%
企業アンケート (販路拡大)	52	285	18.25%
企業アンケート (外国人雇用)	246	1,000	24.6%
市民アンケート	1,282	3,500	36.62%

(1) 大分市外国籍市民アンケート

① 調査の概要

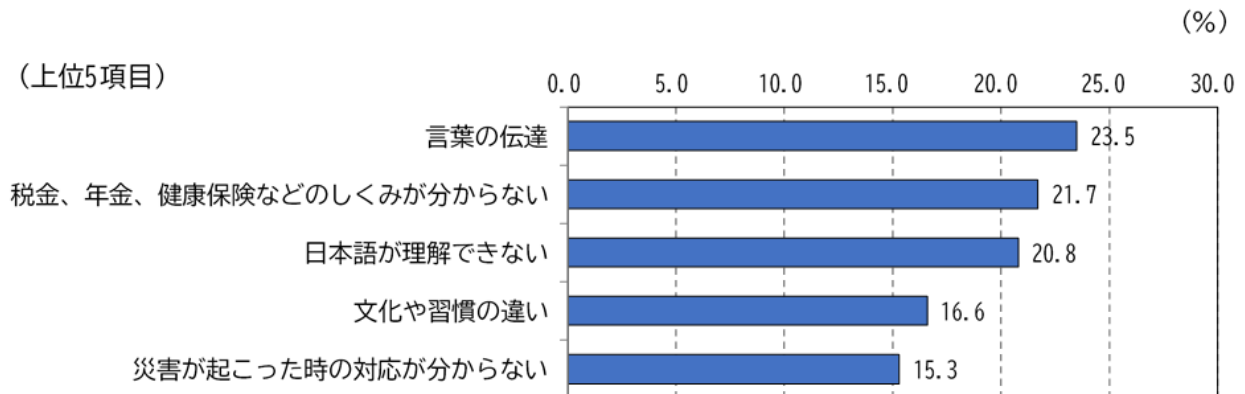
調査対象	市内に住居登録がある 18 歳以上の全外国人 (令和 5 年 9 月 30 日時点)
調査方法	郵送で通知し、オンラインにより回答
調査期間	令和 5 年 11 月 1 日～12 月 8 日
対象者数	3,812 人
回答数	1,206 人
回収率	31.64%
使用言語	やさしい日本語、英語、中国語、ベトナム語、韓国語、 タガログ語

② 主な調査結果(クリックしてリンクに飛びます)

- (ア) [日常生活で困っていること](#)
- (イ) [大分市でやりたいこと](#)
- (ウ) [日頃、家族や職場、学校以外で付き合いのある人](#)

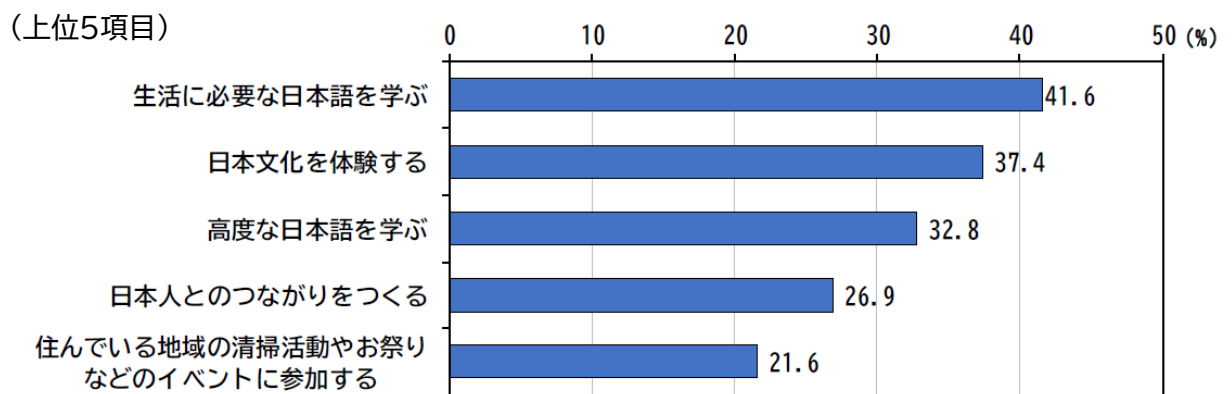
- (工) [行政からの情報の入手方法](#)
- (オ) [知りたい情報](#)
- (カ) [大分市が暮らしやすいか・住み続けたいか](#)
- (キ) [ことばについて](#)
- (ク) [災害が起こった時に最も不安なこと](#)

(ア) あなたが、日常生活で困っていることは何ですか。(いくつでも)



「言葉の伝達」が23.5%で最も多く、「税金、年金、健康保険などの仕組みが分からない」「日本語が理解できない」が続き、特に来日直後では、言葉の壁や文化・習慣の壁が問題となっています。また、在留資格が技能実習生、家族滞在の人が、全体平均と比較して「言葉の伝達」「日本語が理解できない」が高くなっています。

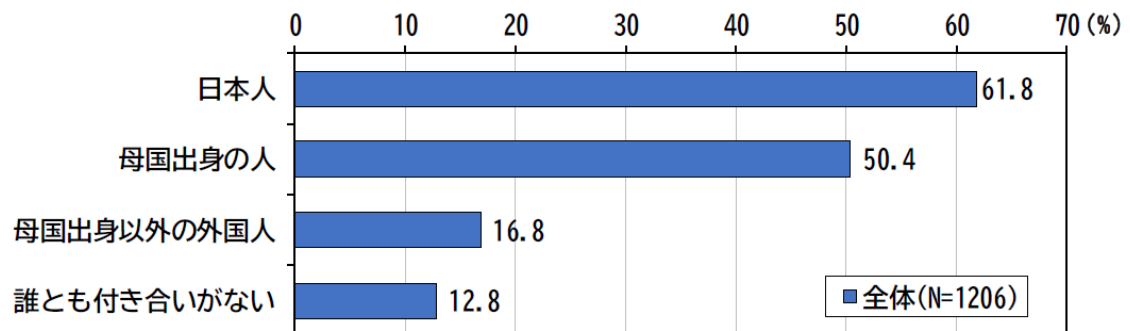
(イ) あなたが、大分市でやりたいことは何ですか。(いくつでも)



「日本語を学ぶ」「日本文化を体験する」がそれぞれ 30%を超え多くなっています。特に、在留年数が3年未満の人については、「生活に必要な日本語を学ぶ」と答えた人が63%と高くなっています。

(ウ)あなたは、日頃、家族や職場、学校以外で、どんな人と付き合いがありますか。

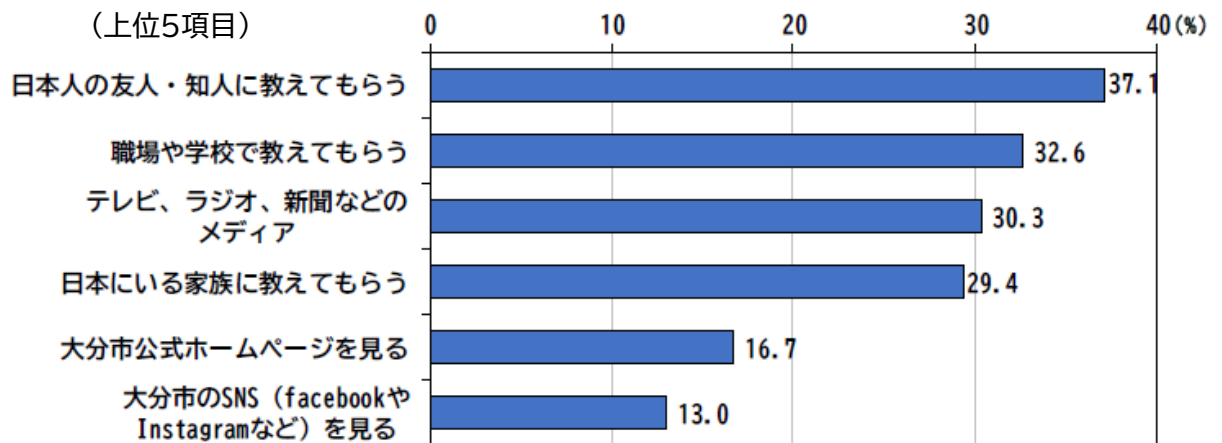
(いくつでも)



「日本人」が 61.8%で最も多く、次いで「母国出身の人」(50.4%)となっています。「母国出身以外の外国人」(16.8%)、「誰とも付き合いがない」(12.8%)は少なくなっています。

(エ)あなたは、生活に必要な情報や、新型コロナウイルスのワクチン情報などの行政からの重要なお知らせをどうやって知りますか。(いくつでも)

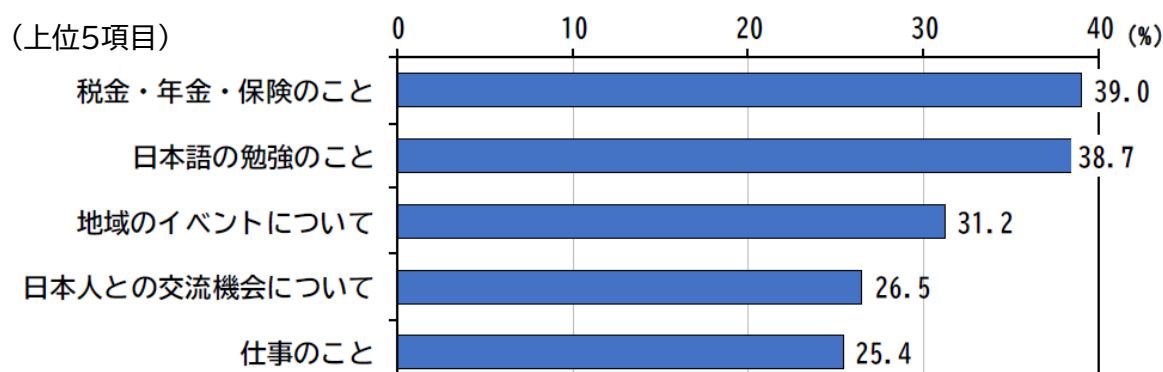
(上位5項目)



生活に必要な情報や、新型コロナウイルスのワクチン情報などの行政からの重要な情報の入手方法としては、「日本人の友人・知人に教えてもらう」「職場や学校で教えてもらう」「テレビ、ラジオ、新聞などのメディア」の順で高くなっており、「大分市公式ホームページを見る」がそれに続きました。

「SNSを見る」は 13.0%にとどまりましたが、在留資格別では技能実習で 23.0%、国籍別ではベトナムで 26.7%と高くなりました。

(オ)あなたが知りたい情報は何ですか。(いくつでも)

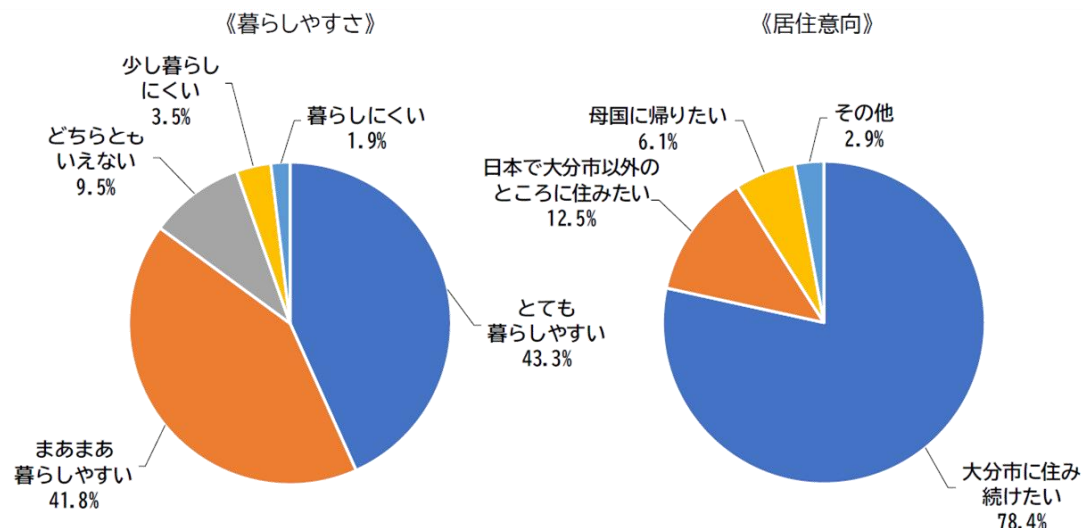


「税金・年金・保険のこと」「日本語の勉強のこと」「地域のイベントについて」が上位となり、それぞれ 30%を超えています。

「子育てや教育、学校について」は全体では 14.8%ですが、在留資格別にみると、家族滞在では 47.7%、日本人の配偶者では 37.6%と高くなっています。

(カ) あなたは、大分市は暮らしやすいと思いますか。(1つ)

あなたは、大分市にこれからも住み続けたいですか。(1つ)

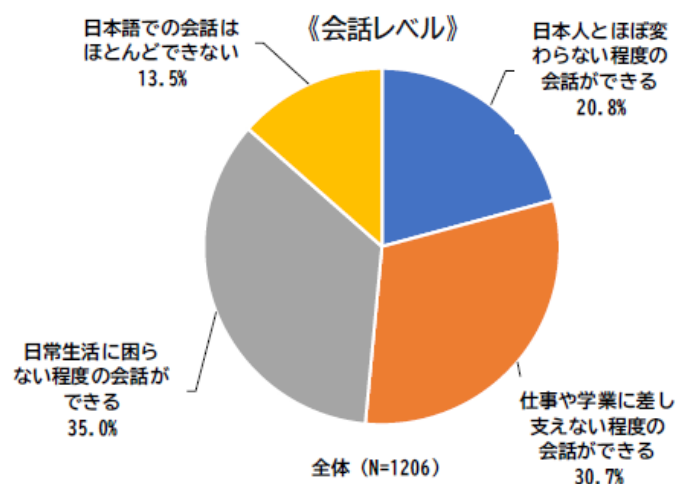


暮らしやすさについては、「とても暮らしやすい」「まあまあ暮らしやすい」の合計が 85.1%となっています。

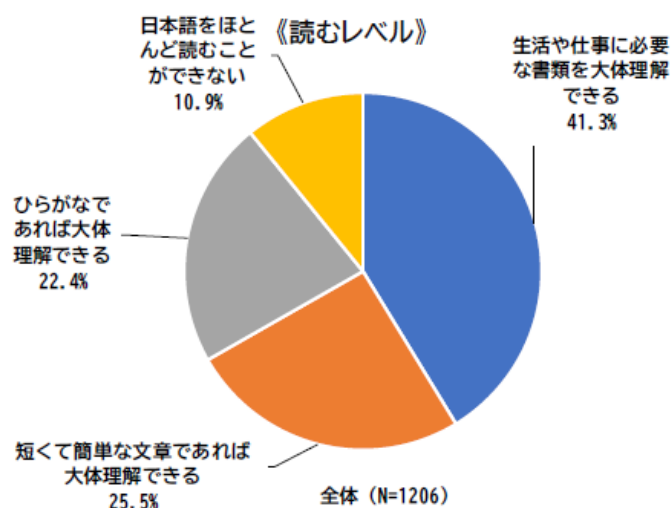
居住意向については、「大分市に住み続けたい」が 78.4%で圧倒的に多く、「日本で大分市以外のところに住みたい」は 12.5%となりました。在留資格が留学の人については、「日本で大分市以外のところに住みたい」が 33.6%と、全体平均と比較して高くなりました。

大分市以外のところに住みたい理由については、「交通が不便」「田舎だから」「進学のため」「就職のため」「他の地域での生活も体験してみたい」などの回答がありました。

(キ) あなたの日本語のレベル(会話・読む)(各1つ)



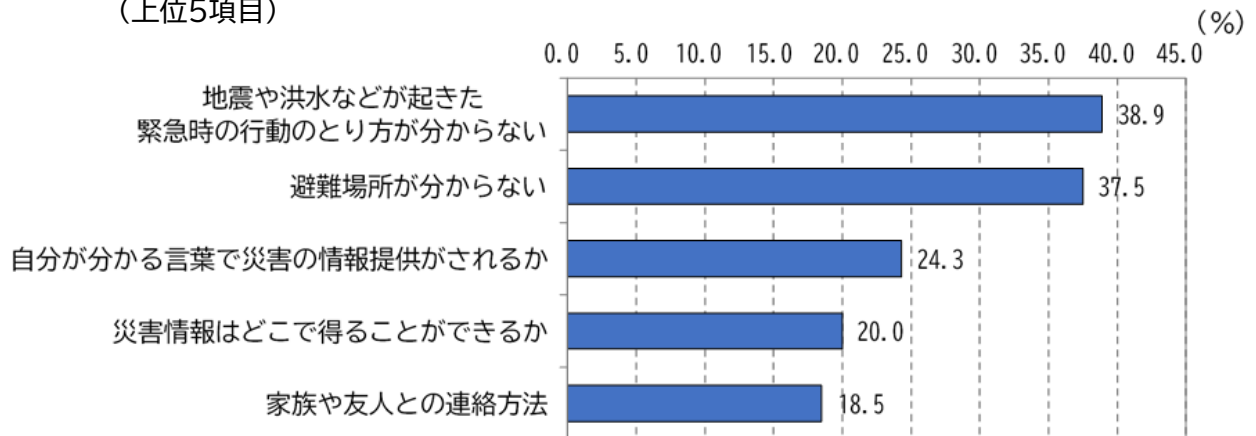
「日本人とほぼ変わらない程度の会話ができる」「仕事や学業に差し支えない程度の会話ができる」「日常生活に困らない程度の会話ができる」を合わせると、86.5%となりました。



「生活や仕事に必要な書類を大体理解できる」「短くて簡単な文章であれば大体理解できる」「ひらがなであれば大体理解できる」を合わせると、89.2%となりました。

(ク)災害が起こったときに、あなたが最も不安なことはなんですか。(いくつでも)

(上位5項目)



「地震や洪水などが起きた緊急時の行動のとり方が分からない」が 38.9%で最も多く、「避難場所が分からない」「自分が分かる言葉で災害の情報提供がされるか分からない」が続いています。

特に在日1年未満では、「地震や洪水などが起きた緊急時の行動のとり方が分からない」「避難場所が分からない」がそれぞれ5割を超えています。

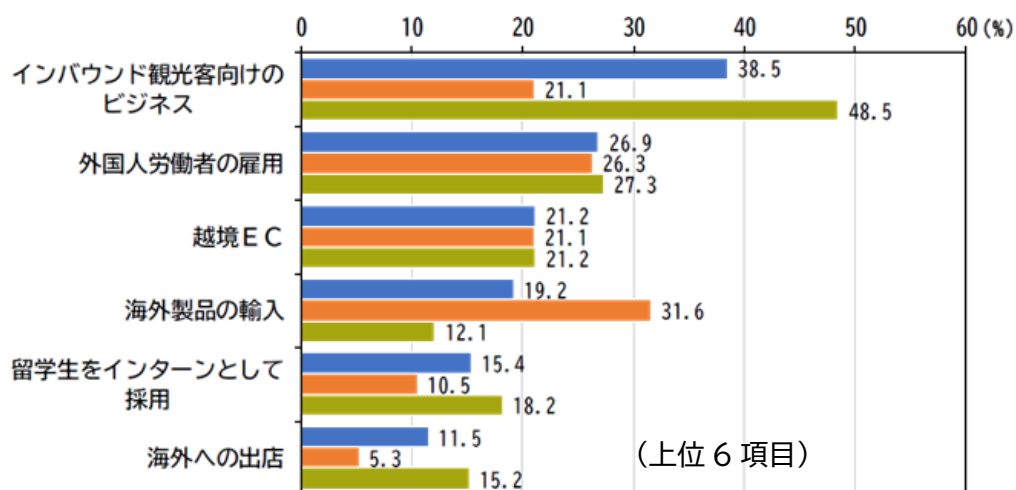
(2)第5次大分市国際化推進計画 企業アンケート

① 調査の概要

調査対象	・大分市観光協会会員企業 ・おおいた海外ビジネス協議会会員 ・創業経営支援課メールマガジン登録企業
調査方法	郵送及びメールマガジンで通知し、オンラインにより回答
調査期間	令和 5 年 11 月 1 日～12 月 22 日
対象者数	285 社
回 答 数	52 件
回 収 率	18.25%

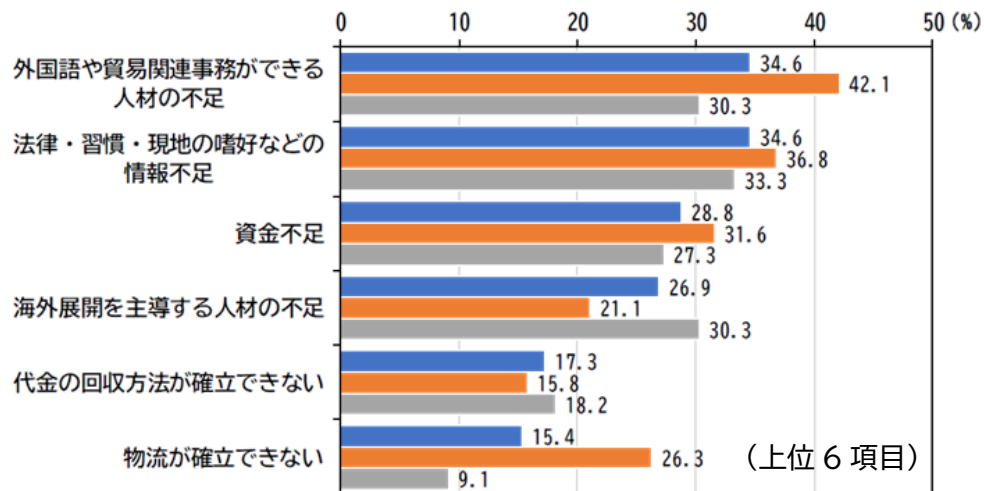
② 主な調査結果

(ア)海外展開をするにあたり行っていること(複数回答)



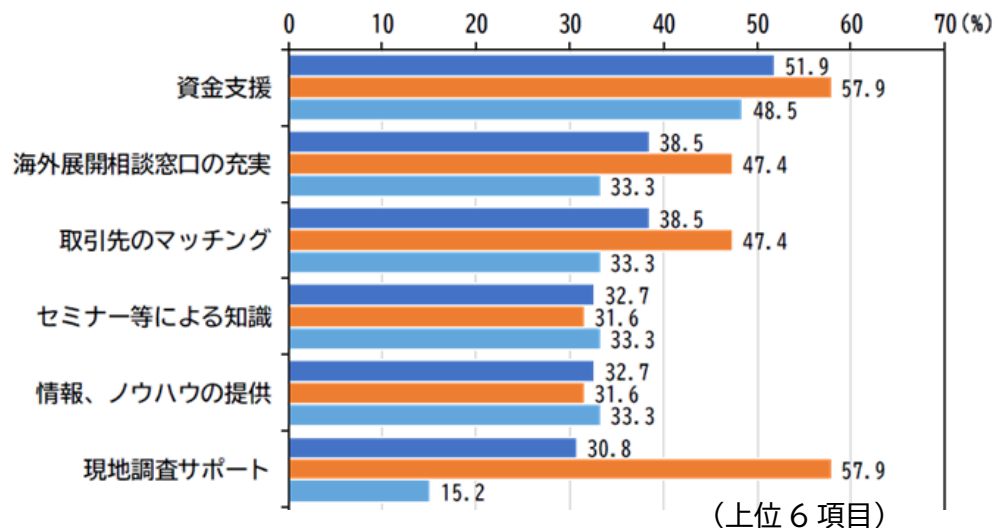
海外展開をするにあたり行っていること、やってみたいこととしては、「インバウンド観光客向けのビジネス」が 38.5%で最も多く、次いで「外国人労働者の雇用」が 26.9%、「越境EC」が 21.2%となっています。

(イ) 海外市場の阻害要因



海外市場に展開するにあたり、阻害要因となることとしては、「外国語や貿易関係事務ができる人材の不足」と「法律・習慣・現地の嗜好などの情報不足」が 34.6%と最も高く、次いで「資金不足」が 28.8%、「海外展開を主導する人材の不足」が 26.9%となっています。

(ウ) 行政に期待すること



海外ビジネスに挑戦するにあたり行政に期待することとしては、「資金支援」が 51.9%で最も多く、次いで「海外展開相談窓口の充実」と「取引先のマッチング」が 38.5%、「セミナー等による知識」と「情報・ノウハウの提供」が 32.7%となっています。

(3)第 15 回大分市勤労者実態調査

① 調査の概要

調 査 対 象	市内の中小企業から無作為に抽出した 1,000 事業所
調査基準日	令和 4 年 9 月 30 日現在 (前回の基準日:令和元年 6 月 1 日 / 3 年に1度調査を実施)
回 収 状 況	配布数 1,000 部 回収数 246 部(うち有効回答 245 部) 回収率 24.6%
備 考	本調査に「外国人の就労について」質問を設定

② 主な調査結果

(ア)外国人の雇用の意向について

上段：実数 下段：%	回答事業所数	現在も雇用しており、 今後も引き続き雇用し たい	現在は雇用している が、今後の雇用は考え ていない	現在は雇用していない が、今後雇用したい	現在雇用しておらず、 今後も雇用は考えてい ない	無回答
全体	245 100.0	8 3.3	1 0.4	42 21.6	159 64.9	24 9.8
従 業 員 規 模 別	4人以下	134 100.0	3 2.2	- -	22 16.4	91 67.9
	5～19人	73 100.0	2 2.7	- -	23 31.5	47 64.4
	20～49人	24 100.0	2 8.3	- -	7 29.2	14 58.3
	50～99人	8 100.0	1 12.5	1 12.5	1 12.5	5 62.5
	100人以上	2 100.0	- -	- -	- -	2 100.0
	無回答	4 100.0	- -	- -	- -	4 100.0

外国人の雇用意向をみると、「現在雇用しておらず、今後も雇用は考えていない」が 64.9%で最も多いが、「現在は雇用していないが、今後雇用したい」が 21.6%と、雇用意向のある事業所も少なくありません。また、「現在も雇用しており、今後も引き続き雇用したい」は 3.3%となっています。

(イ) 外国人を雇用する際の課題(複数回答)

上段：実数 下段：パーセント	回答事業所数	在留資格など制度の複雑さ	言語の違いによるコミュニケーション	文化・価値観・生活習慣等の違い	勤務年数が短い	生活面のサポートが必要	求人・採用の方法がわからない	雇用環境についてのノウハウがない	その他	無回答
全 体	245 100.0	87 35.5	143 58.4	68 27.8	26 10.6	50 20.4	29 11.8	68 27.8	10 4.1	48 19.6

外国人を雇用する際の課題をみると、「言語の違いによるコミュニケーション」が 58.4%と最も多く、次いで「在留資格など制度の複雑さ」が 35.5%、「文化・価値観・生活習慣等の違い」「雇用環境についてのノウハウがない」がともに 27.8%となっています。

(ウ) 雇用したい外国人の在留資格と理由(複数回答)

上段：実数 下段：パーセント	雇用したい外国人の在留資格								雇用する理由					
	「今後も雇用したい」と回答した事業所数	専門的・技術的分野の在留資格	永住者、定住者、日本人の配偶者等	技能実習	特定技能	資格外活動（留学生）	その他	無回答	「今後も雇用したい」と回答した事業所数	人材不足を補うため	優秀な人材を雇用できるから	海外への進出（新規市場の開拓）のため	その他	無回答
全 体	61 100.0	20 32.8	22 36.1	16 26.2	6 9.8	4 6.6	4 6.6	10 16.4	61 100.0	31 50.8	18 29.5	1 1.6	8 13.1	9 14.8

雇用したい外国人の在留資格をみると、「永住者、定住者、日本人の配偶者等」が 36.1%と最も多く、次いで「専門的・技術的分野の在留資格」が 32.8%、「技能実習」が 26.2%となっています。

今後も雇用したい理由をみると、「人材不足を補うため」が 50.8%と半数を超え、次いで「優秀な人材を雇用できるから」が 29.5%となっています。

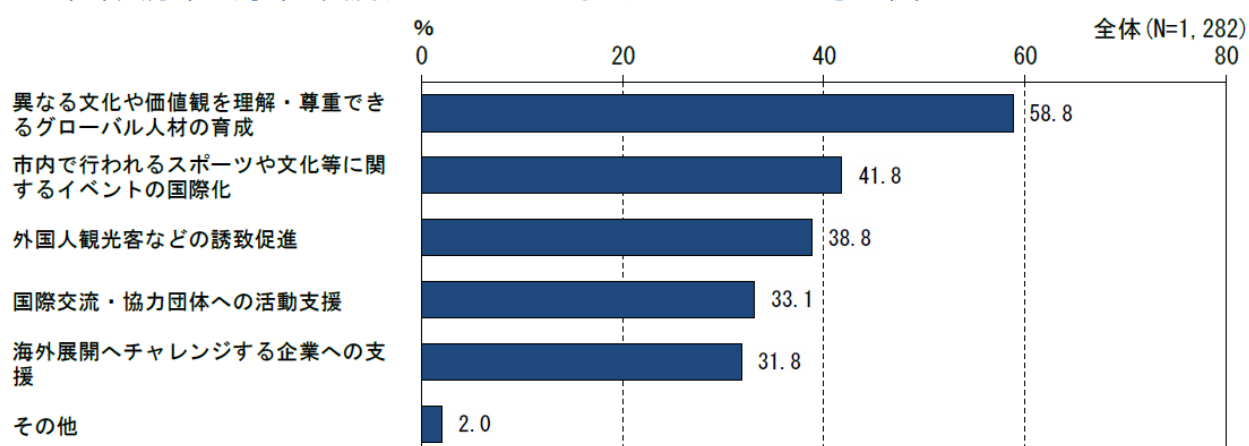
(4)令和5年度大分市市民意識調査

① 調査の概要

調査対象	住民基本台帳に記載された市内在住の18歳以上の市民
対象者数	3,500人
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送による調査票の配布
回答方法	郵送による調査票の回収またはインターネット(無記名回答)
調査期間	令和5年11月27日～12月25日
有効回収数	1,282件
回収率	36.9%
備考	本調査に「大分市の国際化施策について」に関する質問を設定

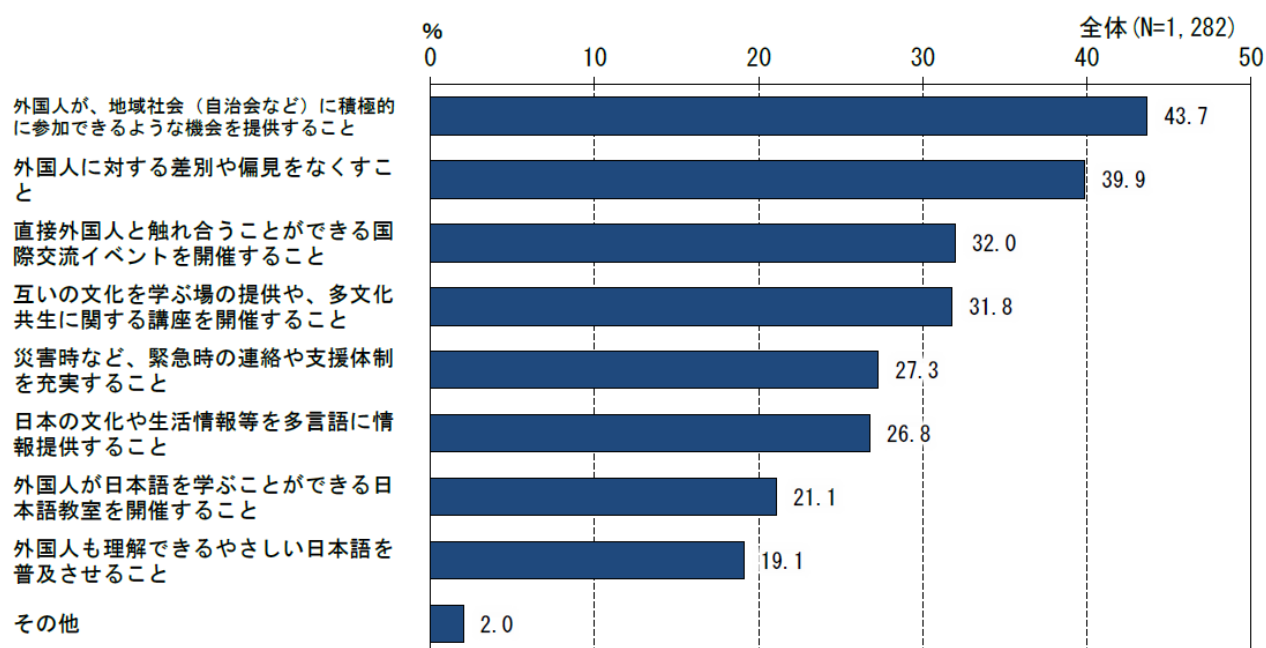
② 主な調査結果

(ア)大分市が海外と交流するにあたり、力を入れるべきだと思う取組



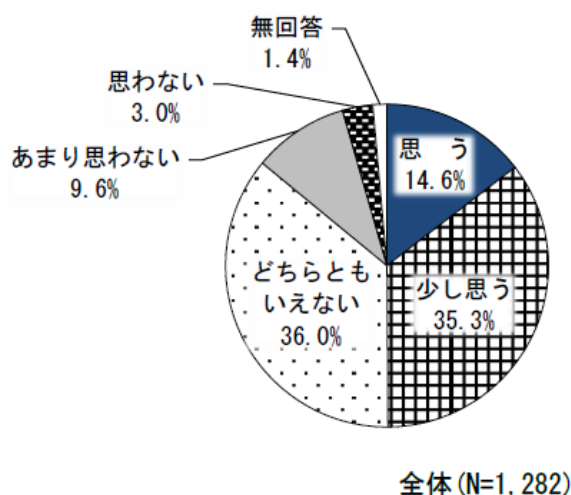
大分市が海外と交流するにあたり、どのような取組に力を入れるべきかについて、「異なる文化や価値観を理解・尊重できるグローバル人材の育成」が 58.8%と最も高く、次いで「市内で行われるスポーツや文化等に関するイベントの国際化」、「外国人観光客などの誘致促進」となっています。

(イ) 日本人と外国人がともに暮らしやすい社会にしていくために力を入れるべき取組



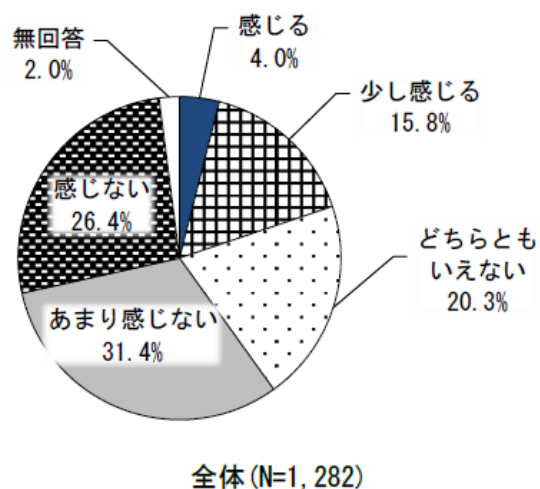
日本人と外国人がともに暮らしやすい社会にしていくためには、どのような取組に力を入れるべきかについて、「外国人が、地域社会(自治会など)に積極的に 参加 できるような機会を提供すること」が 43.7%と最も高く、次いで「外国人に対する差別や偏見をなくすこと」が 39.9%となっています。

(ウ) 多文化共生社会であると思うか



大分市は、国籍や民族、文化の違いを認め合い、誰もが暮らしやすいまちであると思うかについて、「思う」が 14.6%、「少し思う」が 35.3%で肯定率は 49.9%、「あまり思わない」が 9.6%、「思わない」が 3.0%で否定率は 12.6%となっています。

(エ) 国際交流する機会が身近にあると感じられるか



国際交流する機会が身近にあると感じられるかについて、「感じる」が 4.0%、「少し感じる」が15.8%で肯定率は19.8%、「あまり感じない」が31.4%、「感じない」が26.4%で否定率は57.8%となっています。

(5)外国籍市民へのヒアリング調査

① 調査の概要

調査対象	【団体】 ネパール大分コミュニティ、大分県フィリピン友好協会、 日本ベトナム友好協会大分県支部 【個人】 韓国国籍、アメリカ国籍、インドネシア国籍、中国国籍、 別府マスジド(モスク)
調査方法	個別インタビュー調査
調査期間	令和 5 年 11 月～令和 6 年 3 月

② 調査結果

テーマ	主な意見等
情報の取得について	・Facebook や What's up、LINE など、メインの連絡手段はそれぞれの国籍により違う。 ・新型コロナウイルス感染症のワクチンや給付金などの国の施策に対する情報については、それぞれのコミュニティで情報共有しているほか、県外の同胞が SNS 等で流している情報を見ている。 ・若い人はスマホを使って翻訳することで必要な情報を取得している。
コミュニティについて	・中国やベトナム、フィリピンなど国籍によっては団体を作ってしっかりとしたつながりを持っているが、SNS での緩いつながりや留学生等の同じ属性でのみ繋がっている国籍もある。 ・国籍ごとに、フットサルやバドミントン大会などのスポーツ大会やクリスマス会や文化祭などの文化イベントを開催し、親睦を深めている。
困りごとについて	・外国人にとって、病院で使う「キリキリ痛い」や「シクシク痛い」などの表現はとても難しく、症状を伝えるのに苦労する。 ・ムスリムが、大分市の中心部に来た時にお祈りする場所がない。 ・日本の学校制度を理解していないので、子どもにアドバイスできない。 ・住宅の契約に必要な保証人に日本人を求められることが多いが、学生の間はサポートしてくれるところがあるが、社会人になると無くなる。 ・インドネシアコミュニティセンターという、法律や金融の専門家が在籍して、在日インドネシア人をサポートする団体がある。
大分市について	・大分市は「ちょうどよい」。忙しすぎず、生活にゆとりがある。 ・30 年前に比べると、大分市もかなりグローバル化している。市民の意識も看板の表記等も変わってきている。
国際交流等への参加について	・日本に住んでいても日本人の家に行くという機会は少なく、ホームステイをしたいという人はいる。 ・技能実習生は土曜日が仕事の人が多いので、日曜日のイベントの方が参加しやすい。 ・外国籍市民と日本人が交流する機会が少ない。ゴミ拾いでもお祭でも、呼びかければ参加する外国籍市民はいると思う。 ・魚のさばき方など、日本料理を教えてくれるような機会があれば、参加したい外国籍市民は多いのでは。 ・日本人と交流する機会を作ることで、若い外国籍市民の長期滞在につながると思う。

■ 在留資格一覧 [\(最新の在留資格一覧はこちらをクリック\)](#)

在留資格	本邦において行うことができる活動		該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動		外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動(この表の外交の項に掲げる活動を除く。)		外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動		大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動(二の表の興行の項に掲げる活動を除く。)		作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動		外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動		外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月
高度専門職	1号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの	イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動	ポイント制による高度人材	5年
		ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動		
		ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動		
	2号 1号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものを行う次の活動	イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動 ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動 ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動 ニ 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行う一の表の教授、芸術、宗教、報道の項に掲げる活動又はこの表の法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、興行、技能、特定技能2号の項に掲げる活動(2号イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。)		無期限
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。)		企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、6月、4月又は3月
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動		弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動		医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動(一の表の教授の項に掲げる活動を除く。)		政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動		中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動(一の表の教授、芸術、報道の項に掲げる活動、この表の経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、興行の項に掲げる活動を除く。)		機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動		外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動		介護福祉士	5年、3年、1年又は3月
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。)		俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は30日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動		外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操	5年、3年、1年又は3月

			縦者、貴金属等の加工職人等	
特定技能	1号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約(入管法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。)に基づいて行う特定産業分野(人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。)であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人	法務大臣が個々に指定する期間(1年を超えない範囲)
	2号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人	3年、1年又は6月
技能実習	1号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動	技能実習生	法務大臣が個々に指定する期間(1年を超えない範囲)
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動		
	2号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間(2年を超えない範囲)
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		
	3号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動(四の表の留学、研修の項に掲げる活動を除く。)		日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動		観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の中学部、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動		大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒	法務大臣が個々に指定する期間(4年3月を超えない範囲)
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動(二の表の技能実習1号、この表の留学の項に掲げる活動を除く。)		研修生	1年、6月又は3月
家族滞在	この表の教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能2号、文化活動、留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動		在留外国人が扶養する配偶者・子	法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動		外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)
永住者	法務大臣が永住を認める者		法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者		日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月

永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年, 3年, 1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民, 日系3世, 中国残留邦人等	5年, 3年, 1年, 6月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)

出入国在留管理庁(在留資格一覧表)より

【仮称】
大分市国際化・多文化共生推進計画
〔第 5 次大分市国際化推進計画〕
(案)

発行：大分市
編集：大分市企画部国際課



国際課公式 SNS

[Facebook](#)

[Instagram](#)

